

災害に係る住家の被害認定に関する検討会 (第 1 回)

日時：令和 7 年 1 月 7 日（火）14：00 ～ 16：00

場所：中央合同庁舎第 8 号館 3 階 災害対策本部会議室

議事次第

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議 題

（１）「災害に係る住家の被害認定に関する検討会」について

（２）令和 6 年能登半島地震における課題と検討の方向性について

4. 閉 会

災害に係る住家の被害認定に関する検討会
委員名簿

(五十音順、敬称略)

委員

- | | |
|-----------|--|
| 荒 木 康 弘 | 国土交通省国土技術政策総合研究所建築研究部
評価システム研究室長 |
| 佐久間 順三 | 有限会社設計工房佐久間 顧問 |
| 田 中 聡 | 常葉大学社会環境学部社会環境学科 教授 |
| 田 村 圭 子 | 新潟大学危機管理本部危機管理センター 教授 |
| 外 内 正 樹 | 新潟市財務部資産税課 主幹 |
| 中 埜 良 昭 | 東京大学生産技術研究所 教授 |
| 林 久 雄 | 小松市行政管理部税務課資産税家屋・償却グループ
グループリーダー 参事 |
| 藤 田 香 織 | 東京大学大学院工学系研究科建築学専攻 教授 |
| 藤 原 宏 之 | 伊勢市危機管理部危機管理課 主幹 |
| 若 松 加 寿 江 | 関東学院大学工学総合研究所 研究員 |

災害に係る住家の被害認定に関する検討会

1. 趣旨

内閣府では、過去の災害を踏まえ、数次にわたり災害に係る住家の被害認定基準運用指針（以下、「運用指針」という。）の見直し等を行ってきましたが、令和6年能登半島地震などにおいても、被害認定調査に関する課題が指摘されています。

本検討会では、被災した自治体において行われた被害認定調査に関して調査・分析を行い、運用指針等についての見直しの検討を行います。

2. 主な検討項目

- ・令和6年能登半島地震を踏まえた被害認定調査の適正化・迅速化等について

3. 委員

別紙のとおり。

4. 検討会の事務局

本検討会の事務局は、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）室において行う。

5. 検討会、検討会資料及び議事要旨の公開について

- ・検討会は、非公開で開催する
- ・検討会資料は、原則として公表する（ただし、事務局が HP に掲載するまでは非公表）
- ・検討会后、議事要旨を公表する（ただし、事務局が HP に掲載するまでは非公表）

6. 検討会の開催予定

第1回検討会 （令和7年1月7日）	【議 題】 ・「災害に係る住家の被害認定に関する検討会」について ・令和6年能登半島地震における課題と検討の方向性について
第2回検討会 （令和7年2月7日）	【議 題】 ・災害に係る住家の被害認定基準運用指針の改定案（素案）について
第3回検討会 （令和7年2月28日）	【議 題】 ・災害に係る住家の被害認定基準運用指針の改定案のとりまとめ

令和 6 年能登半島地震における現状、課題

令和6年能登半島地震における被害認定調査の課題と検討の方向性

項目	課題	検討の方向性（イメージ）
1. 調査 手続の改 善	① <u>「建物内部も見た上で判定して欲しい」という声</u> が多く聞かれた。	<u>1次調査を経ずに2次調査から開始する場合の留意点や調査フロー</u> を整理してはどうか
	② 自治体職員が、 <u>2次調査の結果として被害区分が下がる可能性を強調</u> したため、2次調査に進むことを躊躇したとの声があった。	• <u>2次調査の実施が可能</u>であることを効果的に周知するためには、どのように対応すべきか • <u>調査結果（点数）の開示方針</u>について、統一的な考え方を示してはどうか
	③ <u>調査結果（点数）を開示</u> するか否かについて、市町村により対応にバラツキがあった。	
2. 第1 次調査の 適正化	④ <u>実際には居住が困難であると考えられるケース</u> においても、1次調査において、 <u>「一部損壊」や「準半壊」などと判定</u> され、結果に納得されない被災者が多くいた。	<u>居住が困難な状態にある住家</u> については、 <u>1次調査の時点で、より実態に即した判定結果となるよう改善</u> できないか • 半壊のメルクマールとなる「居住のための基本的機能の一部を喪失している場合」の具体的な判断基準を示し、「簡易な半壊認定」を実現できないか • 外観から調査可能な「建具」を1次調査の対象部位として追加することについてどう考えるか • 液状化被害による傾き等の基準について、保険基準との整合性を含め、見直しが必要か • 建物被害はなくとも、集団移転等により当該エリアには事実上継続して居住できない場合に、被害認定上どう扱うか 等
	⑤ <u>液状化被害を受けた住宅について、傾きが1/100に満たないなど半壊に至らない場合</u> でも、傾斜修復に多くの費用（200万円～1千万円程度）を要する場合があった。	
	⑥ 積雪等により、屋根や基礎の <u>調査ができない場合</u> があった。	

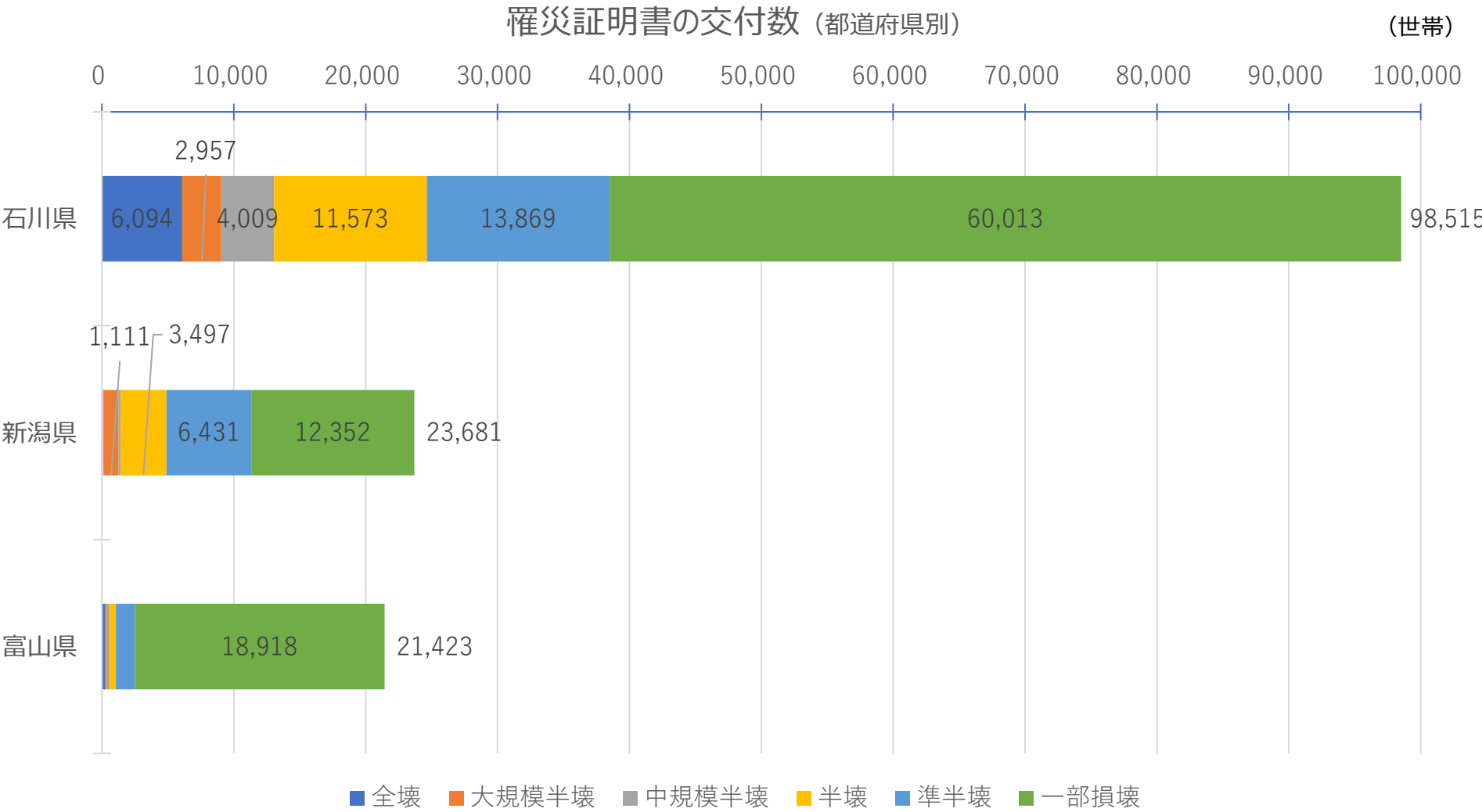
やむを得ない場合には、写真や聞き取りにより判定を行うことも可能である旨を明確化してはどうか

令和6年能登半島地震における被害認定調査の課題と検討の方向性

項目	課題	検討の方向性（イメージ）
3. 第2次調査の迅速化・適正化	⑦ <u>面積計算、図面作成（増築や古い住家で図面がない場合等）</u> に多くの人員・時間を要した。	<u>簡易な面積計算、住民の協力による損傷箇所の把握方法や図面提供等</u> について例示してはどうか
	⑧ <u>傾いた床の損傷程度をどう判定するか</u> が明確でなく、混乱が生じた。	判定の参考となる <u>損傷程度の例示を充実</u> させてはどうか
4. 専門家の活用・人材育成	⑨ <u>行政書士、不動産鑑定士等によるサポートの有用性</u> について、 <u>自治体側の理解が不十分</u> であり、速やかに支援に入れない場合があった。	<u>民間の団体との連携が図られた具体的な事例を横展開</u> してはどうか
	⑩ <u>専門家から「修復不可能」との意見</u> が寄せられるも、指針上は「全壊」判定とならず、被災者への説明に苦慮する場合があった。	<u>被災度区分判定</u> の結果を参考として、「全壊」と判定することが可能である旨を明確化してはどうか
	⑪ 対口支援チームとして派遣された応援職員について、 <u>被害認定調査に不慣れな者も多かった</u> 。	<u>平時からの研修等を更に充実</u> させるべきではないか
5. リモート判定等の活用促進	⑫ <u>リモート判定</u> 等の新たな取組が行われたが、写真では測定困難な「傾き」の扱いや応援要請など、実施に必要な調整が多く、活用される例は限られた。	・ 損保協会が共同調査を実施する場合、その結果を活用した「全壊」判定が可能である旨を明確化してはどうか ・ 航空写真など、<u>写真判定を行う際の調査フローの整備</u>を行ってはどうか

罹災証明書の交付数と被害区分（都道府県別）

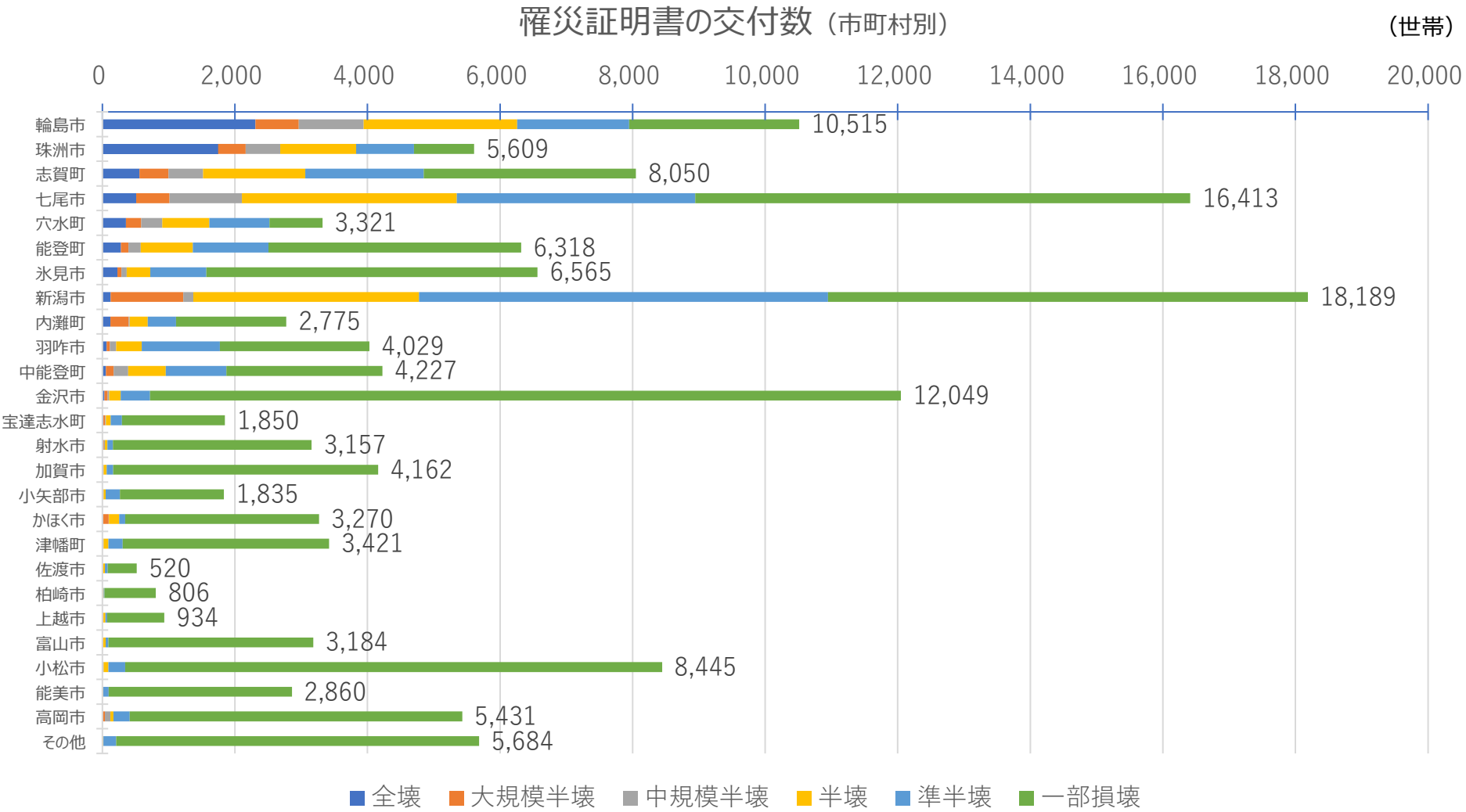
○ 令和6年能登半島地震における罹災証明書の交付数は、石川県で約9万9千件（うち全壊約6千件）、新潟県で約2万4千件、富山県で約2万1千件となっている。



※災害救助法適用市町村を集計
※数値は、石川県が令和6年12月11日時点、新潟県及び富山県が令和6年9月2日時点の速報値

罹災証明書の交付数と被害区分（市町村別）

○ 令和6年能登半島地震における罹災証明書の交付数は、輪島市で約1万件（うち全壊約2千件）、新潟市で約1万8千件（うち全壊約100件）などとなっている。

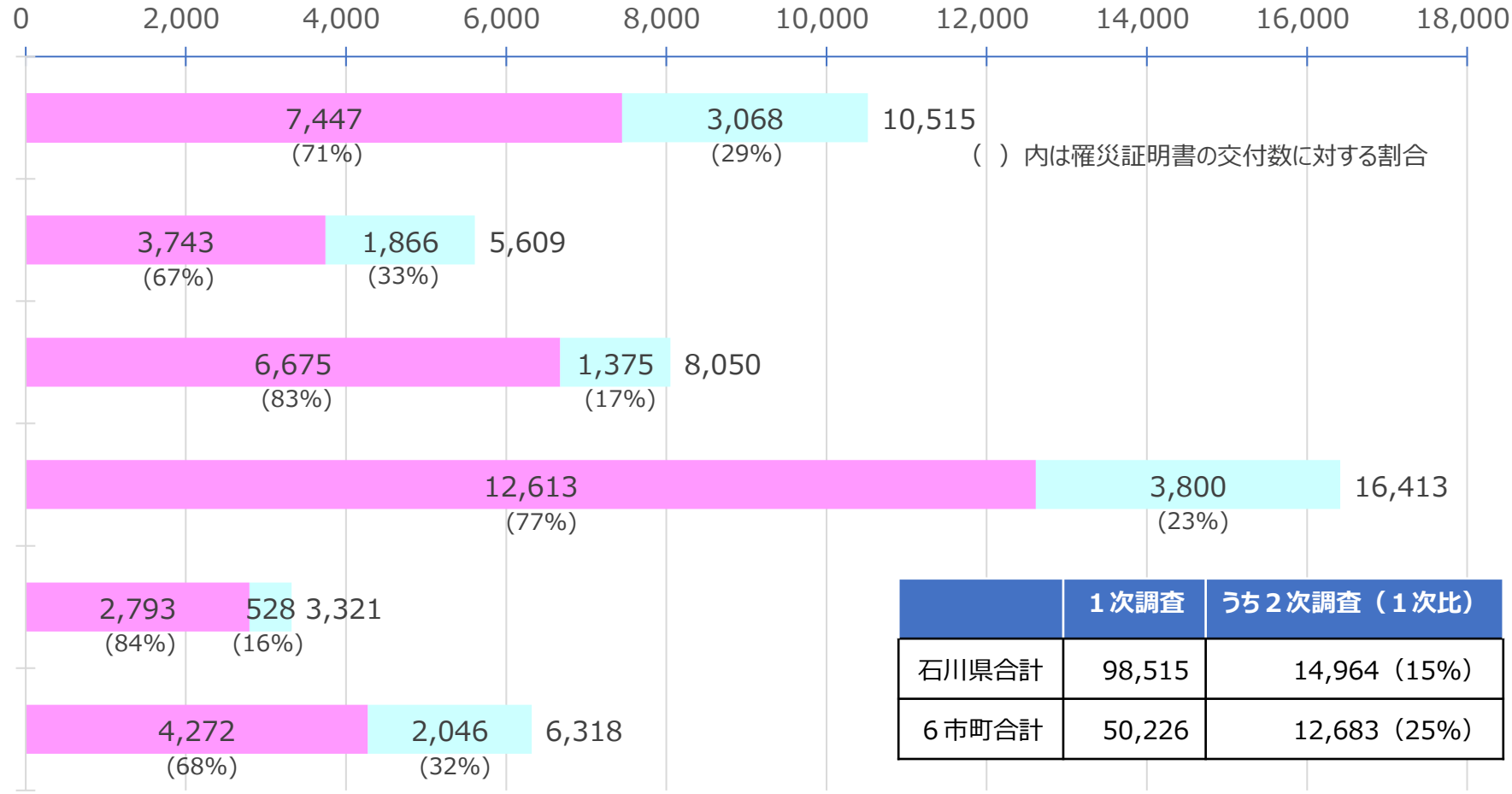


※災害救助法適用市町村を集計
※数値は、石川県が令和6年12月11日時点、新潟県及び富山県が令和6年9月2日時点の速報値

1 次調査と 2 次調査の件数（能登半島北部6市町）

○ 能登半島北部 6 市町における 1 次調査と 2 次調査の件数は以下の通り。

罹災証明書の交付数（能登半島北部6市町別）（世帯）



	1 次調査	うち 2 次調査（1 次比）
石川県合計	98,515	14,964（15%）
6 市町合計	50,226	12,683（25%）

■ 1 次調査 ■ 2 次調査

※ 数値は令和 6 年12月11日時点の速報値（石川県による各市町への聞き取り）
※ 1 次調査件数は罹災証明書交付件数とした。

令和 6 年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループでの指摘

〇令和 6 年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について(報告書) (令和 6 年11月)

5. 住まいの確保・まちづくり

5-(1). 被害認定調査と罹災証明書交付の迅速化

〇リモート判定等の積極的な活用と応援体制の確保による迅速な被害認定調査の実施

【現状と課題】

- 罹災証明書の交付に係る事務については、これまでの災害においても対口支援チームの派遣により支援が行われてきたところであるが、能登半島地震では、道路や宿泊施設が被災し、被害認定調査に必要なマンパワーの確保が難しかったことから、現地での支援に加え、遠隔地の自治体リモートで支援を行った事例があった。

例えば、珠洲市では、調査が遅れていた地区を中心に、ドローンにより撮影した写真により、熊本市の協力を得て、熊本市役所からリモートで約 300 棟の被害認定調査を実施した。また、輪島市では、被災建築物応急危険度判定の写真・調査結果を活用し、東京都及び都内区市町村の協力を得て、東京都庁から「全壊」判定を実施した。

こうした支援により、現地調査が不要となったことから、罹災証明書の迅速な交付に寄与することができた。

- 新潟県では、発災前から県と県内市町村で相互応援協定を締結して「チームにいがた」を組織し、業務リテラシーの向上等を目的として、平時から生活再建支援業務に係る研修を実施する等の取組を行っていた。また、被災者生活再建支援システムを県・市町村で共同導入していたことで、生活再建支援業務の各ステップの一元的なマネジメント管理、タブレット端末等を用いた被害認定調査のデジタル化、地図情報の結合による罹災証明書の発行が可能となり、被災者支援を適切かつ漏れなく行うとともに、職員の負担が軽減されたとの報告があった。

- 被害認定調査の 2 次調査や再調査の申請窓口において、調査を行った場合、被害区分が下がる可能性があることが強調して説明され、被災者が申請を躊躇してしまうことがあった。また、被害認定調査の調査票が、申請する際の目安となるが、その開示に時間を要する自治体も見られた。

- 罹災証明書の発行からその後の各種支援策へつながるまで一元的に対応することができるよう、各被災自治体において被災者支援のための総合窓口が設置された。

- 対口支援チームとして派遣された職員について、被害認定調査に不慣れな職員も多かった。

【実施すべき取組】

- 今回活用されたリモート判定等の具体的な事例を自治体に周知するなど、自治体が活用しやすい環境整備を行うことが重要である。
 - 罹災証明書は、仮設住宅の供与など、被災者支援の判断材料として幅広く活用されているため申請から交付に要する時間を可能な限り短くする必要がある。
- 可能な限り早く多くの人たちが生活を取り戻せるよう、罹災証明書の交付を迅速化させるため、引き続き対口支援チームの派遣により罹災証明書の交付事務の応援体制を確保するとともに、今回活用されたリモート判定による被害認定調査を行うことで、応援自治体が支援しやすい仕組みを整えることも

重要である。

- 住家被害の判定結果は、その後に受けられる支援内容に大きな影響を与えることから、被害認定調査の 2 次調査や再調査の申請が可能であることや、調査票等を用いて判定結果の丁寧な説明を行うことについて、改めて周知すべき。
- 被災された方に対して支援策の全体像や活用可能な支援策を分かりやすく伝達することができるよう、申請窓口のワンストップ化など、一元的に対応できるような取組を被災自治体や関係機関と連携して推進していくべき。
- 被害認定調査に関する専門的知識及び経験を有する職員を多く育成できるよう、平時からの研修等を更に充実させることが重要である。



リモート判定の様子

〇ドローンや航空写真の活用による迅速な被害認定調査の実施

【現状と課題】

- 珠洲市では、ドローンにより撮影した画像を活用した被害認定調査が行われたほか、輪島市では、朝市通り周辺地区において、航空写真の活用による地域一括での「全壊」判定が実施され、罹災証明書の迅速な交付に寄与することができた。
- 被災前後の航空写真の活用により被災の状況を迅速に確認するためには、被災前における航空写真の最新性を確保することが課題である。

【実施すべき取組】

- ドローンを活用した被害認定調査や、航空写真の活用による地域一括での「全壊」判定など、被害認定調査の迅速化の取組を引き続き行っていくべきである。

なお、ドローンの活用にあたっては、航空法に基づく飛行許可・承認申請手続が必要な場合があることに留意する必要がある。また、ドローンを保有する団体や事業者との連携にあたっては、平時から災害協定等を締結しておくことで、より迅速な体制の構築につながるため、自治体において検討を進めるべきである。

- 航空写真の活用にあたっては、被災前後の比較ができるよう、平時からの航空写真の整備・更新が重要であるとともに、発災後に速やかに航空機による写真撮影を実施できる体制の確保が必要である。

〇民間団体との連携等による罹災証明書交付の早期化

【現状と課題】

- 日本損害保険協会では、能登半島地震発生を受け、地震保険の迅速な損害調査・保険金支払に向けた対応の一環として、火災・津波による被害が発生している地域について、共同調査を実施し、「全損地域」等の認定をするなどの取組が行われた。
- 建築士等が実施する被災建築物応急危険度判定や、損害保険登録鑑定人が実施する地震保険損害査定などと異なり、被害認定調査については、基本的に専門家ではない行政職員が実施している。

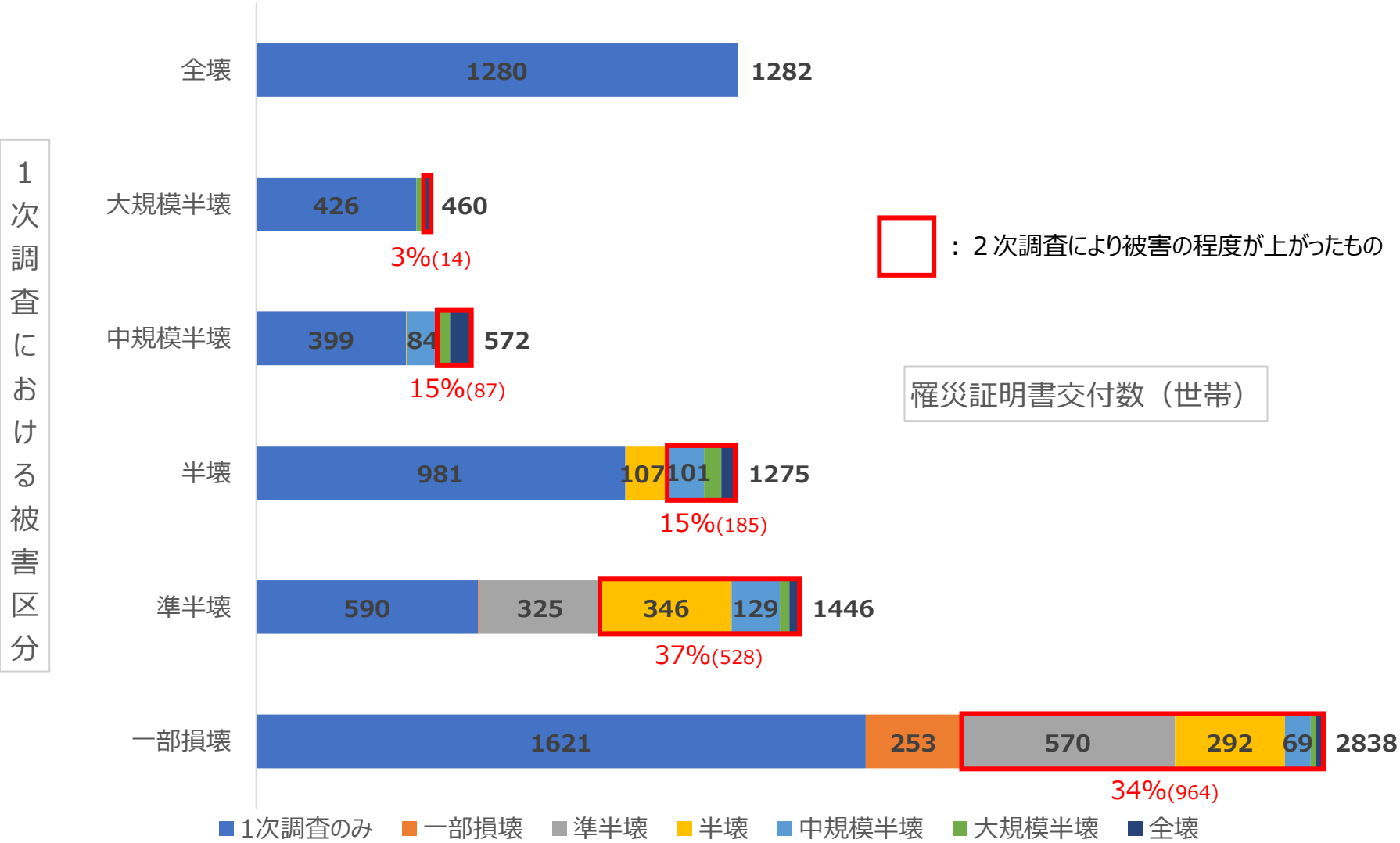
【実施すべき取組】

- 日本損害保険協会と連携し、損保協会の調査結果や航空写真等についての被害認定調査への活用を検討すべきである。さらに、専門性の確保及び自治体職員のマンパワーを補う観点から、被害認定調査を不動産鑑定士や建築士等の士業団体等に委任して実施することも検討すべきである。
- 被害認定調査等について、被災建築物応急危険度判定を実施する専門家と連携するなど、効率的に実施するための方策を中長期的に検討していくべき。

令和 6 年能登半島地震における課題と検討の方向性

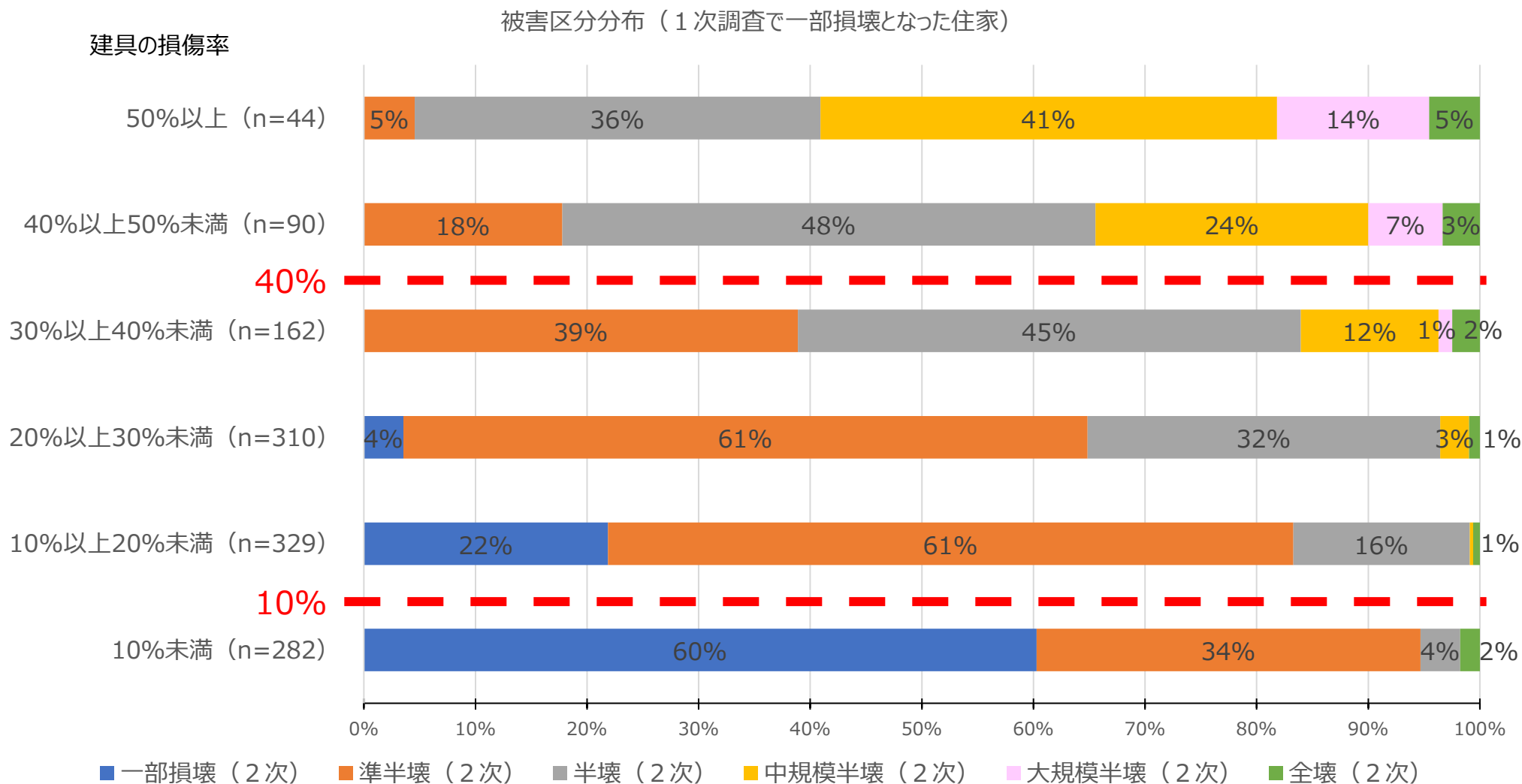
2次調査により被害の程度が上がったもの（輪島市の例）

- 1次調査における被害区分に対し、2次調査又は再調査により被害区分が上がる割合が特に大きかったのは、準半壊（37%で上昇）及び一部損壊（34%で上昇）。



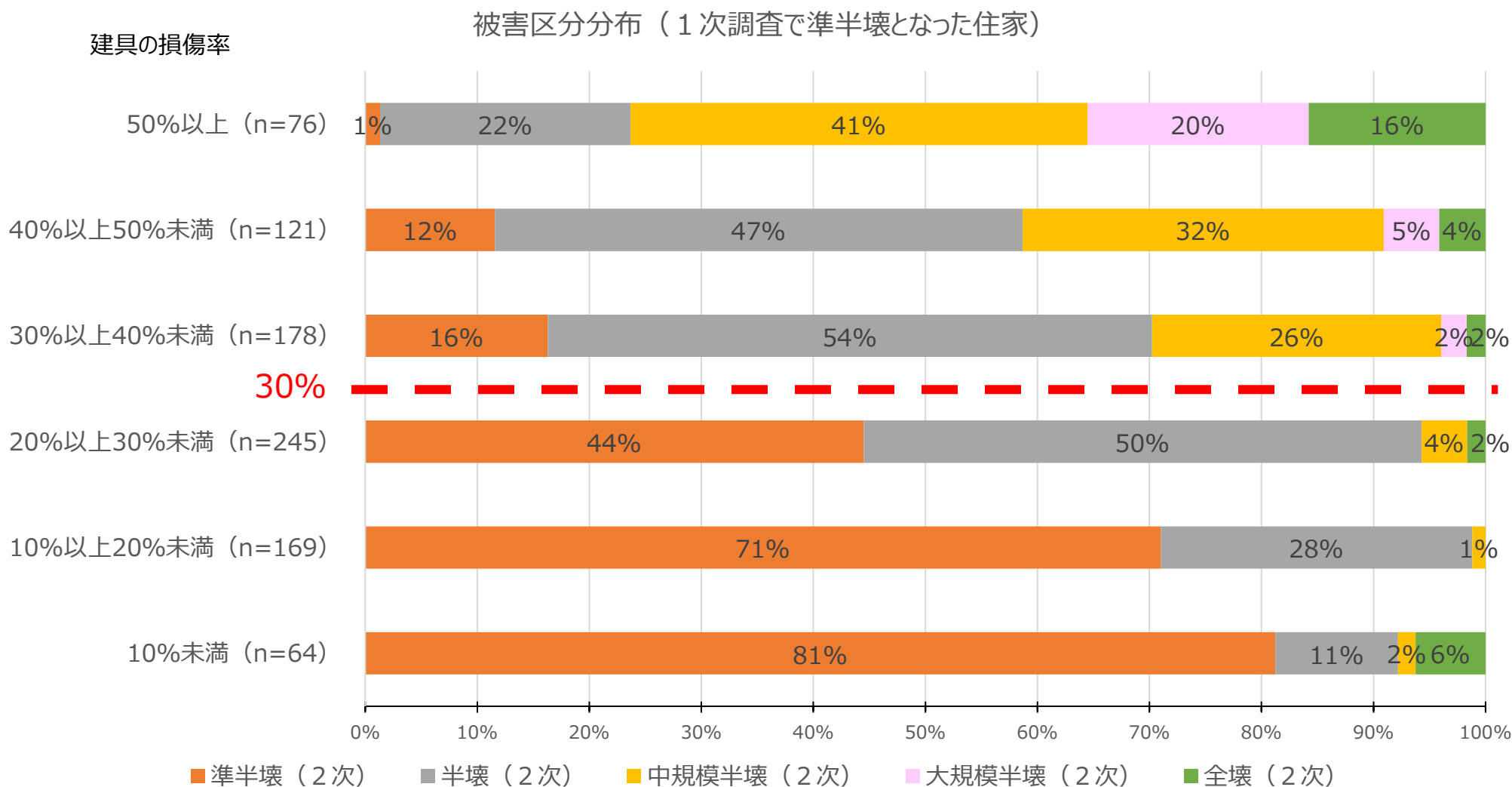
「建具」の損傷率が大きいと、2次調査で被害区分が上がる割合が大きい（輪島市の一部損壊の例）

○ 1次調査で「一部損壊」となり、2次調査を実施した住家のうち、「建具」の損傷率が10%以上であれば、概ね8割以上が「準半壊」以上、「建具」の損傷率が40%以上であれば、8割以上が「半壊」以上となっている。



「建具」の損傷率が大きいと、2次調査で被害区分が上がる割合が大きい（輪島市の準半壊の例）

○ 1次調査で「準半壊」となり、2次調査を実施した住家のうち、「建具」の損傷率が30%以上であれば、8割以上が「半壊」以上となっている。



地震 1 次調査の見直しイメージ（木造・プレハブ）

簡易判定フロー（イメージ）

【第 1 次調査】

(1) 外観による判定

- ① 一見して住家全部が倒壊
- ② 一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ③ 一見して住家全部が流出又はずり落ち
- ④ 地盤の液状化等により基礎のいずれかの辺が全部破壊かつ基礎直下の地盤が流出・陥没
- ⑤ 地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断

いずれかに該当すれば

(2) 傾斜による判定

外壁又は柱の傾斜が1/20以上

いずれにも該当しない

(3) 部位※による判定

基礎の損傷率が75%以上

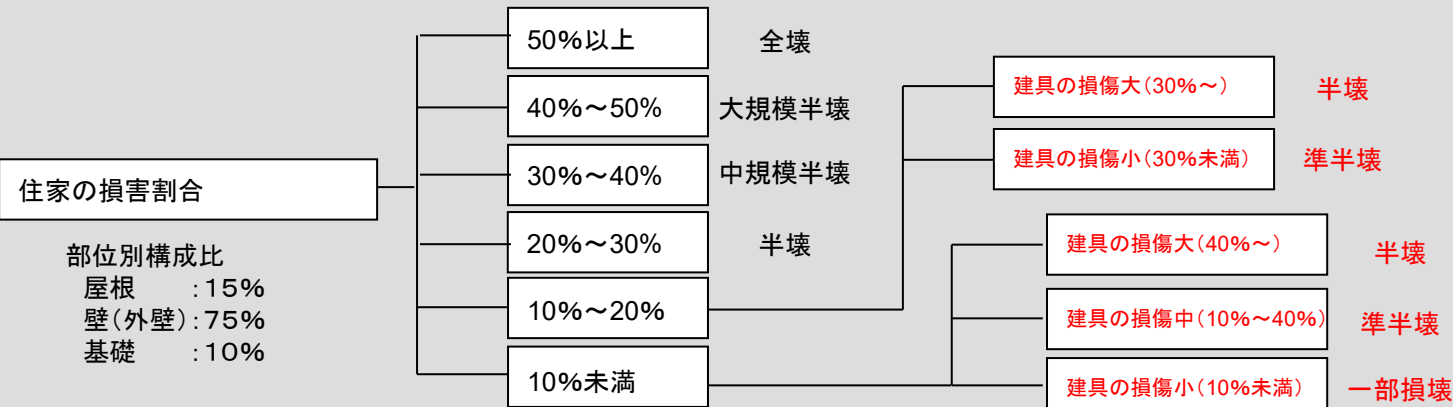
該当しない

該当しない

(4) 外観による判定

屋根、外壁、窓(建具)等の貫通等の損傷があり、ひとたび降雨があれば浸水を免れない場合

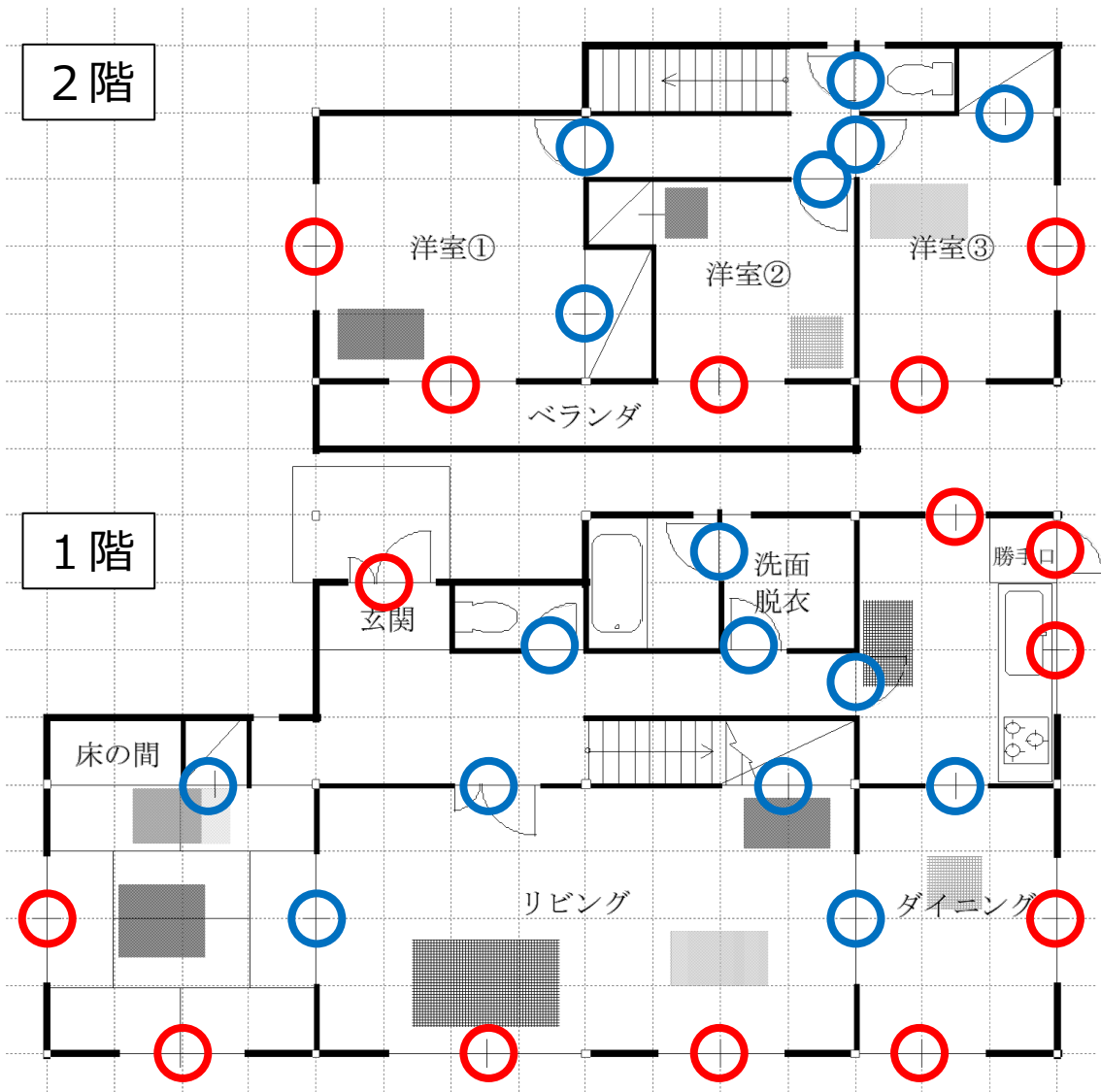
半壊



(3)、(4)のいずれかの調査方法を選択可能

第1次調査における建具の調査箇所（イメージ）

一次調査において、外観から確認可能な建具のみを調査し、損傷率を算出



○ 建具（外部）

○ 建具（内部）

↓

15か所

↓

16か所

建具の損傷率 = $\frac{\sum \text{損傷箇所} \times \text{損傷程度}}{15 \text{ か所}}$



損傷程度Ⅳ(75%)の例



損傷程度Ⅲ(50%)の例

1 次調査を省略することが適当と考えられる場合（イメージ）

申請時点で被災者から住家内部の被害の訴えがあった場合

(記載例)

統一様式

罹 災 証 明 申 請 書

市(区・町・村)長

年

月

日

申請者 (世帯主)	住 所	電話番号
	(現在の連絡先)	電話番号
	(ふりがな) 氏 名	

窓口に 来られた方 (申請者と 同じ場合は 記入不要)	住 所	電話番号
	(ふりがな) 氏 名	申請者との関係

罹災原因	年	月	日の	による
------	---	---	----	-----

被災住家※の 所在地 (申請者住所と 同じ場合は 記入不要)	
--	--

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることという。)のために使用している建物のことをいいます(被災者生活再建支援法や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)。

住家の被害	☐ 浸水被害 (□床上 □床下) ☒ その他被害(以下に記入)
	内壁に亀裂、床にひずみ、天井に雨漏りとカビ

(追加項目)

(留意事項2を参考に、必要な項目があれば追加してください。)

1 次調査を
省略して、
2 次調査
から実施

【第 2 次調査】

(1) 外観による判定

- ①一見して住家全部が倒壊
- ②一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ③一見して住家全部が流出又はずり落ち
- ④地盤の液状化等により基礎のいずれかの辺が全部破壊かつ基礎直下の地盤が流出・陥没
- ⑤地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断

いずれかに
該当すれば

全壊

(2) 傾斜による判定

いずれにも該当しない

外壁又は柱の傾斜が1/20以上

(3) 部位※による判定

該当しない

基礎の損傷率が75%以上

該当しない

各部位の損傷程度等(及び傾斜)から住家の損害割合を算定する。

住家の損害割合

部位別構成比

- 屋根 : 15%
- 柱(又は耐力壁) : 15%
- 床(階段を含む) : 10%
- 外壁 : 10%
- 内壁 : 10%
- 天井 : 5%
- 建具 : 15%
- 基礎 : 10%
- 設備 : 10%

50%以上	全壊
40%～50%	大規模半壊
30%～40%	中規模半壊
20%～30%	半壊
10%～20%	準半壊
10%未満	一部損壊

建物内部も含めた部位による判定

現行の床の損傷程度の例示

現状

木造・プレハブ〔地震による被害〕 第2次調査●部位による判定

第2次調査
床(階段を含む。)

⇒ p1-31 2-3 床(階段を含む。)

●程度Ⅰ



床と壁との間にわずかなずれが生じている。



(床と壁との間にわずかなずれが生じている。)

●程度Ⅱ



床板の継目に隙間が生じている。

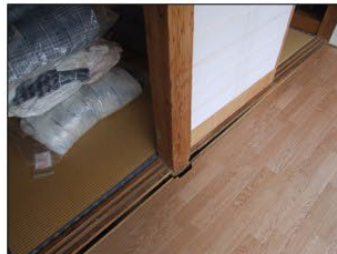


床板の継目に隙間が生じている。

●程度Ⅲ



床板にずれ、若干の不陸が見られる。



床板にずれ、若干の不陸が見られる。

●程度Ⅰ



床と壁との間にわずかなずれが生じている。



床仕上・壁に損傷が見られる。

●程度Ⅱ



束が束石よりわずかにずれている。



床仕上・壁に著しい損傷が見られる。

●程度Ⅲ



床板にずれ、若干の不陸が見られる。



土台が基礎からわずかにずれている。

現行の床の損傷程度の例示

現状

木造・プレハブ〔地震による被害〕 第2次調査●部位による判定

第2次調査
 床(階段を含む。)

⇨ p1-31 2-3 床(階段を含む。)

●程度Ⅳ



床板に著しい不陸、折損が見られる。



床板に著しい不陸、折損が見られる。

●程度Ⅴ



全ての床板に著しい不陸が見られる。



全ての床板に著しい不陸が見られる。

●損傷の判定 <表 床(階段を含む。)>(構成比10%)>

程度	損 傷 の 例 示	損傷程度
I	・床と壁との間にわずかなずれが生じている。 ・床仕上・畳に損傷が見られる。	10%
II	・床板の継目に隙間が生じている。 ・束が束石よりわずかにずれている。	25%
III	・床板がずれ、若干の不陸が見られる。 ・束が束石から数cmずれている。 ・土台が柱からわずかにずれている。	50%
IV	・床板に著しい不陸、折損が見られる。 ・束が束石から脱落している。 ・土台が柱から著しくずれている。	75%
V	・全ての床板に著しい不陸が見られる。 ・全ての土台、柱、束が基礎、束石等から脱落している。	100%

●程度Ⅳ



土台が基礎から著しくずれている。

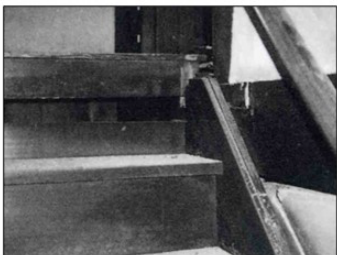


土台が基礎から著しくずれている。

●程度Ⅴ



全ての床板に著しい不陸が見られる。



階段がはずれている。

日本不動産鑑定士協会連合会の取組

1. 平時の取組

○ 日本不動産鑑定士協会連合会及び各都道府県不動産鑑定士協会では、**不動産鑑定士**や**全国の自治体職員**に対し、**被害認定調査に関する研修を定期的実施**し、人材育成に努めている。

※ 令和3年から5年にかけて計**6回実施**(Web形式)し、計**5,536名**が受講(下表)

開催日時	研修会名	参加者 (自治体)	参加者 (鑑定士)	計
令和3年7月16日	住家被害認定調査等研修会(実施体制編①)	410名	579名	989名
令和3年12月3日	住家被害認定調査等研修会(地震編①)	309名	367名	676名
令和4年5月13日	住家被害認定調査等研修会(水害編①)	773名	502名	1,275名
令和4年12月5日	住家被害認定調査等研修会(実施体制編②)	530名	242名	772名
令和5年7月10日	住家被害認定調査等研修会(地震編②)	834名	426名	1,260名
令和5年12月8日	住家被害認定調査等研修会(水害編②)	298名	266名	564名
計		3,154名	2,382名	5,536名



Web研修の様子

2. 災害時の取組

出典:(公財)日本不動産鑑定士協会連合会資料

○ 不動産鑑定士を被災自治体に派遣し、**調査の実施体制等に関する助言**、**全国自治体からの応援職員向け講習会の実施**、**専門家としての住民説明等**の支援活動を実施。能登半島地震では、石川県からの要請を受け、被災市町に**延べ1,564名**、**実人数262人**を派遣。

9月20日からの大雨への対応の様子(国土交通省より提供)

○ 9月5日には、**石川県**との間で、**災害時における被害認定調査等に関する協定を締結**。9月20日から
大雨への対応に際しては、当該協定に基づき、再度、
不動産鑑定士4名を派遣。**全国自治体からの応援職員
向け講習会**等の支援活動を実施。



応援職員向け研修の様子

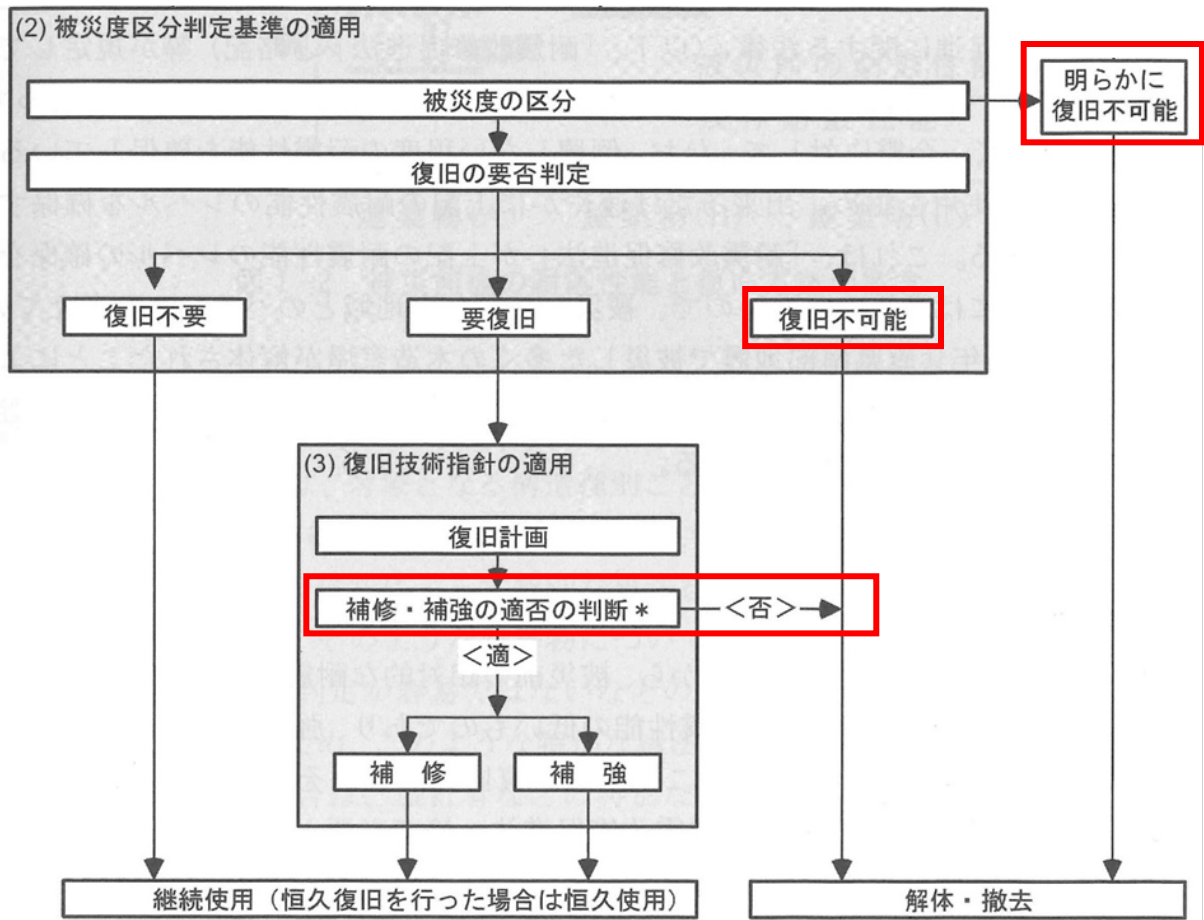


応援職員向け実地研修の様子

被災度区分判定

被災度区分判定について

被災度区分判定は、建築物所有者の任意の依頼に応じ、建築構造技術者（建築士）が必要な調査を行い、被災の程度を評価し復旧の要否（補修、補強、解体）を判定するもの。



出典：震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針（（一財）日本建築防災協会）より抜粋

	被災度区分判定 （（一財）日本建築防災協会）
目的	・被災建築物の恒久的使用の可否の判定 ・構造的な復旧の要否の判定
評価	倒壊／大破／中破／小破／軽微
判定基準	・構造躯体の損傷状況から残存する耐震性能を評価 ※評価及び震度階級を基に復旧の要否（補修、補強、解体）を判定。
判定方法	・外観及び内部調査
判定対象	・地震により被災した住宅・建築物
実施主体	・建物所有者の依頼に応じて実施
判定者	・民間の建築士
有償・無償	・有償

損保協会の調査結果や航空写真の活用

- 住宅の被害認定調査については、被災者生活再建支援金の支給をはじめとした各種支援の根拠となることから、できる限り迅速な対応が必要。
 - 今回、エリア一括での「全壊」判定など可能な限りの簡素化手法を取り入れて対応してきたが、**更なる迅速化に向け、特に損害保険会社との連携方策を探る余地がある**ものと考えられる。
- (※) 水害時には、保険会社が調査した浸水深の情報や撮影した写真を自治体に提供する等の協力関係の構築が進みつつある



■ 日本損害保険協会による共同調査の実施

- 令和6年1月18日 「共同調査」の実施を公表
- 令和6年2月9日 火災・津波による「全損地域」及び「一部全損地域」の認定を公表
- 令和6年3月1日 倒壊建物を対象に、「全損建物」及び「全損の可能性が高い建物」の認定を公表

■ 令和6年能登半島地震に係る災害応急対応の自主点検レポート (令和6年6月 令和6年能登半島地震に係る検証チーム) (一部抜粋)

- DX等の活用など被害認定調査の迅速化・簡素化の取組を更に進めるほか、**日本損害保険協会と連携し、損保協会の調査結果や航空写真等についての被害認定調査への活用を検討**する。

NEWS RELEASE



一般社団法人日本損害保険協会
〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2-9
<https://www.sonpo.or.jp/>

No. 23-312024年3月1日

令和6年能登半島地震にかかる
倒壊建物を対象とした共同調査で「全損建物」を認定
～地震保険金の支払迅速化の新たな取り組み～

損保協会のニュースリリース (令和6年3月1日) より

參考資料

災害の被害認定基準について

(令和3年6月24日付府政防670号内閣府政策統括官(防災担当))

被害種類		認定基準
住家全壊 (全焼・全流失)		住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
住家半壊 (半焼)		住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
大規模半壊		居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なも。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもとする。
中規模半壊		居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なも。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもとする。
半壊		住家半壊(半焼)のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くも。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のもとする。
準半壊		住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもとする。

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

災害に係る住家の被害認定調査フロー

(プレハブ・木造 地震による被害の例)

【第1次調査】

(1) 外観による判定

- ①一見して住家全部が倒壊
- ②一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ③一見して住家全部が流出又はずり落ち
- ④地盤の液状化等により基礎のいずれかの辺が全部破壊かつ基礎直下の地盤が流出・陥没
- ⑤地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断

いずれかに該当すれば

(2) 傾斜による判定

いずれにも該当しない

外壁又は柱の傾斜が1/20以上

(3) 部位による判定

該当しない

基礎の損傷率が75%以上

該当しない

各部位の損傷程度等(及び傾斜)から住家の損害割合を算定する。

住家の損害割合

部位別構成比

屋根 : 15%
壁(外壁) : 75%
基礎 : 10%

50%以上

全壊

40%~50%

大規模半壊

30%~40%

中規模半壊

20%~30%

半壊

10%~20%

準半壊

10%未満

一部損壊

外から見える部位による判定
(=建物に立ち入らない)

【第2次調査】 ※第2次調査から行う場合もある。

(1) 外観による判定

- ①一見して住家全部が倒壊
- ②一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ③一見して住家全部が流出又はずり落ち
- ④地盤の液状化等により基礎のいずれかの辺が全部破壊かつ基礎直下の地盤が流出・陥没
- ⑤地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断

いずれかに該当すれば

(2) 傾斜による判定

いずれにも該当しない

外壁又は柱の傾斜が1/20以上

(3) 部位による判定

該当しない

基礎の損傷率が75%以上

該当しない

各部位の損傷程度等(及び傾斜)から住家の損害割合を算定する。

住家の損害割合

部位別構成比

屋根 : 15%
柱(又は耐力壁) : 15%
床(階段を含む) : 10%
外壁 : 10%
内壁 : 10%
天井 : 5%
建具 : 15%
基礎 : 10%
設備 : 10%

50%以上

全壊

40%~50%

大規模半壊

30%~40%

中規模半壊

20%~30%

半壊

10%~20%

準半壊

10%未満

一部損壊

建物内部も含めた部位による判定

住家の損害割合 = $\sum$ (部位別構成比 × 各部位の損傷率) 対象の部位の損傷状況(損傷部分の割合や損傷程度)を調査し、左記の計算を実施

災害に係る住家の被害認定調査フロー

(非木造(鉄骨造、鉄筋コンクリート造) 地震による被害の例)

【第1次調査】

(1) 外観による判定

- ①一見して住家全部が倒壊
- ②一見して住家の一部の階が全部倒壊

(2) 傾斜による判定

- ①外壁又は柱の傾斜が1/30以上
- ②(基礎ぐいを用いる住家について、)外壁又は柱の傾斜が1/60以上かつ最大沈下量又は最大露出量30cm以上

(3) 部位による判定

柱又は梁の損傷率が75%以上

各部位の損傷程度等(及び傾斜)から住家の損害割合を算定する。

住家の損害割合

部位別構成比は、次のア又はイの区分による。

ア. 柱の損傷で判定

柱(又は梁) : 60%
雑壁・仕上等 : 25%
設備等(外部階段を含む。) : 15%

イ. 外壁の損傷で判定

外壁 : 85%
設備等(外部階段を含む。) : 15%

外から見える部位による判定
(=建物に立ち入らない)

50%以上

全壊

40%~50%

大規模半壊

30%~40%

中規模半壊

20%~30%

半壊

10%~20%

準半壊

10%未満

一部損壊

いずれにも該当しない

いずれかに該当すれば

全壊

該当しない

被災者から申請があった場合

【第2次調査】 ※第2次調査から行う場合もある。

(1) 外観による判定

- ①一見して住家全部が倒壊
- ②一見して住家の一部の階が全部倒壊

(2) 傾斜による判定

- ①外壁又は柱の傾斜が1/30以上
- ②(基礎ぐいを用いる住家について、)外壁又は柱の傾斜が1/60以上かつ最大沈下量又は最大露出量30cm以上

(3) 部位による判定

柱(又は耐力壁)又は梁の損傷率が75%以上

各部位の損傷程度等(及び傾斜)から住家の損害割合を算定する。

住家の損害割合

部位別構成比

柱(又は耐力壁) : 50%
床・梁 : 10%
外部仕上・雑壁・屋根 : 10%
内部仕上・天井 : 10%
建具 : 5%
設備等(外部階段を含む。)(住家外) : 5%
(住家内) : 10%

建物内部も含めた部位による判定

50%以上

全壊

40%~50%

大規模半壊

30%~40%

中規模半壊

20%~30%

半壊

10%~20%

準半壊

10%未満

一部損壊

いずれにも該当しない

いずれかに該当すれば

全壊

該当しない

住家の損害割合 = $\sum$ (部位別構成比 × 各部位の損傷率) 対象の部位の損傷状況(損傷部分の割合や損傷程度)を調査し、左記の計算を実施

災害に係る住家の被害認定調査フロー

(液状化等の地盤被害による被害の例)

【第1次調査】

(1) 外観による判定

- ①一見して住家全部が倒壊
- ②一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ③地盤の液状化等により基礎のいずれかの辺が全部破壊かつ基礎直下の地盤が流出

いずれかに該当

全壊
(損害割合50%以上)

(2) 傾斜による判定

(3) 住家の潜り込みによる判定

傾斜による判定と住家の潜り込みによる判定の被害程度の大きい方を採用
傾斜が1/100未満である場合、傾斜による判定は行わない

外壁又は柱の傾斜が1/20以上

床上1mまでのすべての部分が
地盤面下に潜り込み

いずれかに該当

大規模半壊
(損害割合40%以上50%未満)

不同沈下があり、傾斜が
1/60以上1/20未満

床までのすべての部分が地盤面
下に潜り込み

いずれかに該当

半壊
(損害割合20%以上30%未満)

不同沈下があり、傾斜が
1/100以上1/60未満

基礎の天端下25cmまでのすべ
ての部分が地盤面下に潜り込み

いずれかに該当

**地震・水害等通常
の被害認定調査へ**

上記のいずれにも該当しない

該当

被災者から
申請が
あった場合

【第2次調査】

(1) 外観による判定

- ①一見して住家全部が倒壊
- ②一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ③地盤の液状化等により基礎のいずれかの辺が全部破壊かつ基礎直下の地盤が流出

いずれかに該当

全壊
(損害割合50%以上)

(2) 傾斜による判定

外壁又は柱の傾斜が1/20以上

該当

(3) 住家の潜り込みによる判定

床上1mまでのすべての部分が地盤面下に潜り込んでいる

該当

(4) 部位による判定

各部位の被害程度等(及び傾斜)から住家の損害割合を算定する。

住家の損害割合

50%以上

40%以上50%未満

30%以上40%未満

20%以上30%未満

10%以上20%未満

10%未満

全壊

大規模半壊

中規模半壊

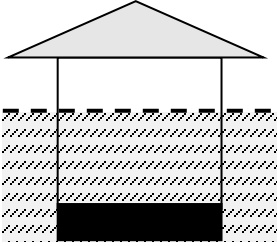
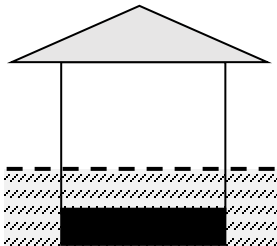
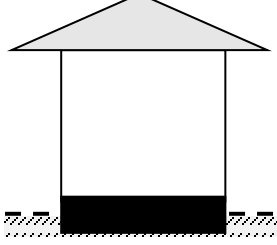
半壊

準半壊

準半壊に至らない
(一部壊壊)

地盤被害における住家の被害認定調査の潜り込み判定について（１次）

液状化、斜面崩壊、土砂堆積等の地盤被害により損傷した住家の場合、潜り込みによる簡易な判定が可能

 床上1m 潜り込み	床上1mまでのすべての部分が 地盤面下に潜り込み	全 壊	損害割合 50%以上
 床上 潜り込み	床までのすべての部分が 地盤面下に潜り込み	大規模半壊	損害割合 40%以上
 基礎の 天端下25cm 潜り込み	基礎の天端下25cmまでのすべての部分が 地盤面下に潜り込み	半 壊	損害割合 20%以上

- 上表のいずれの場合にも該当しない住家については、別途詳細な調査が必要。
- 被災者からの申請により、第2次調査及び再調査として、住家内へ立入り、詳細な調査を行うことも可能。

住家の損害割合の算出方法

(木造・プレハブ 地震による被害の例)

住家の損害割合

いずれか
高い方

= 主要階の損害割合

+ その他階の損害割合

= 主要階の損害割合 $\times 1.25$ + その他階の損害割合 $\times 0.5$

※主要階の価値を考慮

$$\text{階の損害割合} = \Sigma \left(\text{各部位の損傷率} \times \text{部位別構成比} \times \frac{\text{当該階の面積}}{\text{全ての階の面積}} \right)$$

各部位の損傷率※

$$\begin{aligned} &= \frac{\text{程度Ⅰの部分の面積}}{\text{各階での部位の全面積}} \times 10\% \\ &+ \frac{\text{程度Ⅱの部分の面積}}{\text{各階での部位の全面積}} \times 25\% \\ &+ \frac{\text{程度Ⅲの部分の面積}}{\text{各階での部位の全面積}} \times 50\% \\ &+ \frac{\text{程度Ⅳの部分の面積}}{\text{各階での部位の全面積}} \times 75\% \\ &+ \frac{\text{程度Ⅴの部分の面積}}{\text{各階での部位の全面積}} \times 100\% \end{aligned}$$

部位別構成比 (木造・プレハブ)

屋根	15%
柱 (又は耐力壁)	15%
床 (階段を含む)	10%
外壁	10%
内壁	10%
天井	5%
建具	15%
基礎	10%
設備	10%

※基礎及び設備は別に算出

基礎 = 損傷基礎長 / 外周基礎長

設備 = 浴室30%、台所30%、水廻りの衛生設備、ベランダ等40%を上限に算定し、その他の設備も算定可能

住家の損害割合の算出方法

(非木造(鉄骨造、鉄筋コンクリート造) 地震による被害の例)

住家の損害割合

いずれか
高い方

= 主要階の損害割合

+ その他階の損害割合

= 主要階の損害割合 $\times 1.25$ + その他階の損害割合 $\times 0.5$

※主要階の価値を考慮

$$\text{階の損害割合} = \Sigma \left(\text{各部位の損傷率} \times \text{部位別構成比} \times \frac{\text{当該階の面積}}{\text{全ての階の面積}} \right)$$

各部位の損傷率※

$$\begin{aligned} &= \frac{\text{程度Ⅰの部分の面積}}{\text{各階での部位の全面積}} \times 10\% \\ &+ \frac{\text{程度Ⅱの部分の面積}}{\text{各階での部位の全面積}} \times 25\% \\ &+ \frac{\text{程度Ⅲの部分の面積}}{\text{各階での部位の全面積}} \times 50\% \\ &+ \frac{\text{程度Ⅳの部分の面積}}{\text{各階での部位の全面積}} \times 75\% \\ &+ \frac{\text{程度Ⅴの部分の面積}}{\text{各階での部位の全面積}} \times 100\% \end{aligned}$$

部位別構成比 (非木造)

柱 (又は耐力壁)	50%
床・梁	10%
外部仕上・雑壁・屋根	10%
内部仕上・天井	10%
建具	5%
設備等	【住家外】 5%
(外部階段を含む。)	【住家内】 10%

※設備等は別に算出

設備等 (住家外) = 高架水槽・受水槽、外部階段等の外部から目視できる設備

設備等 (住家内) = 浴室30%、台所30%、水廻りの衛生設備等40%を上限に算定し、その他の設備も算定可能

住家被害認定調査票（木造・プレハブ 地震）（1次A／1次B）

住家被害認定調査票 地震 木造・プレハブ 第1次A		調査票番号	■判定した住家の範囲が分かるように記載						
調査日	令和 年 月 日	3	配置状況						
1 調査時	: ~ :								
調査員									
所在地									
世帯主									
2 住家	☐ 住家である(居住のために使用されている)								
4 応急危険度判定	☐ (危険) ☐ (要注意) ☐ (普通) ☐ (不明) ■応急危険度判定調査票等に記載されている傾斜、コナト等を転記								
5 外観	☐ 住家全部が倒壊 ☐ 住家の一部の階が全部倒壊 ☐ 一見して住家全部が流出又はずり落ち ☐ 基礎のいずれかの辺が全部破壊し、かつ基礎直下の地盤が流出・陥没 ☐ 地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断								
6 傾斜	測定箇所	(1)	(2)	(3)	(4)	平均値	6cm以上 (下げ振り120cmの場合)	☐ 判定へ (全壊)	
7 躯体	☐ 基礎の損傷率が75%以上である (損傷長/全長×100)							損傷率 75%以上	☐ 判定へ (全壊)
8 基礎	損傷割合	0%	~10%	~20%	~40%	~60%	~74%		
9 壁	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%		
10 屋根	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%		
無被害	0	0	0	0	0	0	0		
程度Ⅰ	1	2	3	5	6	8			
程度Ⅱ	2	4	8	11	15	19			
程度Ⅲ	4	8	15	23	30	38			
程度Ⅳ	6	11	23	34	45	56			
程度Ⅴ	8	15	30	45	60	75			
無被害	0	0	0	0	0	0			
程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2			
程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4			
程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8			
程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11			
程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15			
【損害割合算出表】 (注)「8基礎」の平均値が2cm未満の場合「計あ」の値を、2cm以上の場合「計あ」又は「計い」のうち大きい値を住家の損害割合とする。									
傾斜無	8基礎	+ 9壁	+ 10屋根	= 計あ	傾斜有	6傾斜	+ 10屋根	= 計い	
						1 5			
判定	損害割合	10%未満	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上		
		☐ 準半壊に至らない (一部損壊)	☐ 準半壊	☐ 半壊	☐ 中規模半壊	☐ 大規模半壊	☐ 全壊		

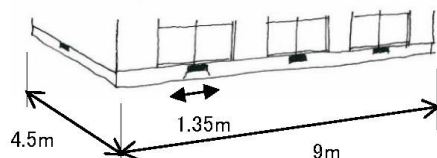
住家被害認定調査票 地震 木造・プレハブ 第1次B		調査票番号	■判定した住家の範囲が分かるように記載						
調査日	令和 年 月 日	3	配置状況						
1 調査時	: ~ :								
調査員									
所在地									
世帯主									
2 住家	☐ 住家である(居住のために使用されている)								
4 応急危険度判定	☐ (危険) ☐ (要注意) ☐ (普通) ☐ (不明) ■応急危険度判定調査票等に記載されている傾斜、コナト等を転記								
5 外観	☐ 住家全部が倒壊 ☐ 住家の一部の階が全部倒壊 ☐ 一見して住家全部が流出又はずり落ち ☐ 基礎のいずれかの辺が全部破壊し、かつ基礎直下の地盤が流出・陥没 ☐ 地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断								
6 傾斜	測定箇所	(1)	(2)	(3)	(4)	平均値	6cm以上 (下げ振り120cmの場合)	☐ 判定へ (全壊)	
7 躯体	☐ 基礎の損傷率が75%以上である (損傷長/全長×100)							損傷率 75%以上	☐ 判定へ (全壊)
8 基礎	損害割合	無被害	1	2	4	6	7		
9 壁	損害割合	無被害	8	15	30	45	75		
10 屋根	損害割合	無被害	2	3	6	9	15		
(備考)									
【損害割合算出表】									
☐ A「6傾斜」の平均値が2cm以上(6cm未満)である ☐ B「9壁」の損害割合が無被害又は8である									
Aに該当かつBに該当(傾斜有を計算) 上記以外(傾斜無を計算)									
傾斜無	8基礎	+ 9壁	+ 10屋根	= 計	傾斜有	6傾斜	+ 10屋根	= 計	
						1 5			
判定	損害割合	10%未満	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上		
		☐ 準半壊に至らない (一部損壊)	☐ 準半壊	☐ 半壊	☐ 中規模半壊	☐ 大規模半壊	☐ 全壊		

住家被害認定調査票（木造・プレハブ 地震）（1次B（基礎・屋根））

住家被害認定調査（地震：木造・プレハブ_第1次B） 損害割合イメージ図

本資料では、各イメージ図において、描かれていない他の2面が、概ね同等の損傷状況である前提で、損害割合を算定している。住家の各面において損傷状況が異なる住家について、イメージ図を参考に損害割合の判定を行う際には、各面の面積を考慮して判定する必要がある。

<基礎> 構成比10%



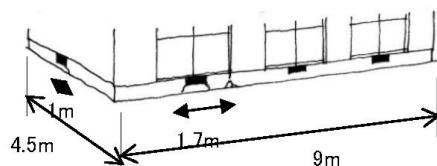
損害割合 1%

損傷率＝

$$1.35\text{m}/13.5\text{m}=10\%$$

・ひび割れの集中(2つのひび割れの間隔は0.35m)

$$\text{損害割合}=\text{損傷率}\times\text{構成比}=1\%$$



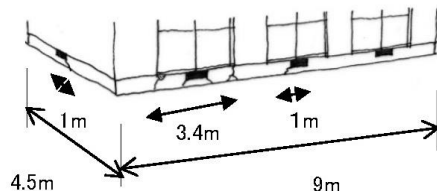
損害割合 2%

損傷率＝

$$(1+1.7)\text{m}/13.5\text{m}=20\%$$

・ひび割れと、ひび割れの集中(2つのひび割れの間隔は0.7m)

$$\text{損害割合}=\text{損傷率}\times\text{構成比}=2\%$$



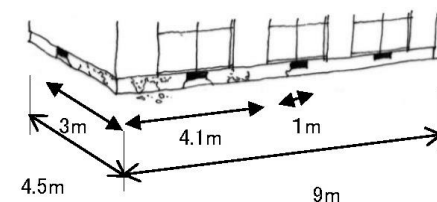
損害割合 4%

損傷率＝

$$(1+3.4+1)\text{m}/13.5\text{m}=40\%$$

・ひび割れの集中、剥落が生じている。

$$\text{損害割合}=\text{損傷率}\times\text{構成比}=4\%$$



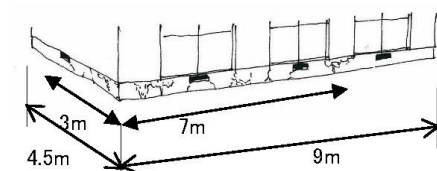
損害割合 6%

損傷率＝

$$(3+4.1+1)\text{m}/13.5\text{m}=60\%$$

・ひび割れの集中、剥落が生じている。

$$\text{損害割合}=\text{損傷率}\times\text{構成比}=6\%$$



損害割合 7%

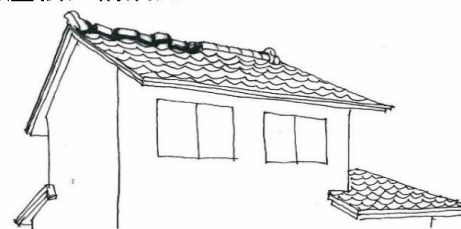
損傷率＝

$$(3+7)\text{m}/13.5\text{m}=74\%$$

・ひび割れの集中、剥落が生じている。

$$\text{損害割合}=\text{損傷率}\times\text{構成比}=7\%$$

<屋根> 構成比15%



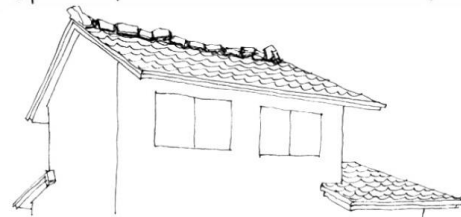
損害割合 2%

損傷率＝

$$25\%(\text{程度II})\times 4/10=10\%$$

・棟瓦のずれ、破損、落下が著しいが、その他の瓦の損傷は少ない。

$$\text{損害割合}=\text{損傷率}\times\text{構成比}=1.5\%$$



損害割合 3%

損傷率＝

$$25\%(\text{程度II})\times 8/10=20\%$$

・棟瓦のずれ、破損、落下が著しいが、その他の瓦の損傷は少ない。

$$\text{損害割合}=\text{損傷率}\times\text{構成比}=3\%$$



損害割合 6%

損傷率＝

$$50\%(\text{程度III})\times 8/10=40\%$$

・棟瓦が全面的にずれ、破損あるいは落下している。棟瓦以外の瓦のずれも著しい。

$$\text{損害割合}=\text{損傷率}\times\text{構成比}=6\%$$



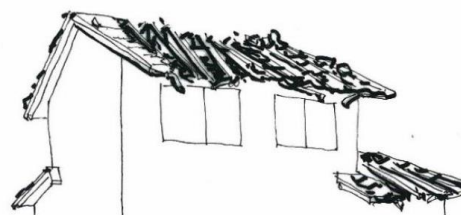
損害割合 9%

損傷率＝

$$100\%(\text{程度V})\times 6/10=60\%$$

・小屋組の損傷が著しく、葺材の大部分が損傷を受けている。屋根仕上面全面にわたって不陸、亀裂、剥落が見られる。

$$\text{損害割合}=\text{損傷率}\times\text{構成比}=9\%$$



損害割合 15%

損傷率＝

$$100\%(\text{程度V})\times 10/10=100\%$$

・小屋組の損傷が著しく、葺材の大部分が損傷を受けている。屋根仕上面全面にわたって不陸、亀裂、剥落が見られる。

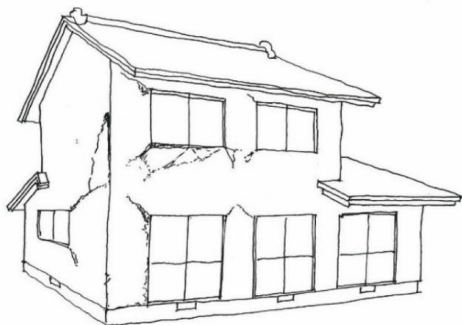
$$\text{損害割合}=\text{損傷率}\times\text{構成比}=15\%$$

住家被害認定調査票（木造・プレハブ 地震）（1次B（外壁））

住家被害認定調査（地震：木造・プレハブ_第1次B） 損害割合イメージ図

本資料では、各イメージ図において、描かれていない他の2面が、概ね同等の損傷状況である前提で、損害割合を算定している。住家の各面において損傷状況が異なる住家について、イメージ図を参考に損害割合の判定を行う際には、各面の面積を考慮して判定する必要がある。

＜壁＞ 構成比75%



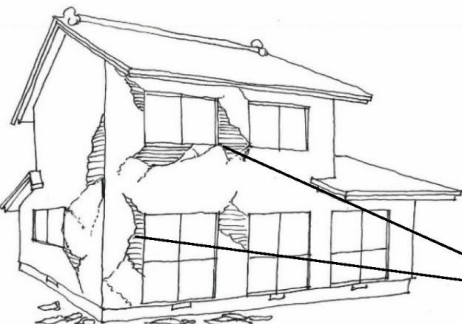
損害割合 8%

損傷率＝

25% (程度Ⅱ) × 8/20 = 10%

・仕上の剥離が生じている。

損害割合＝損傷率×構成比＝7.5%



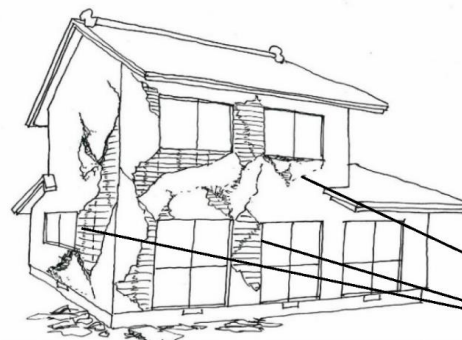
損害割合 15%

損傷率＝

50% (程度Ⅲ) × 8/20 = 20%

・仕上材が脱落している。

損害割合＝損傷率×構成比＝15%



損害割合 30%

損傷率

50% (程度Ⅲ) × 4/20 = 10%

・仕上材が脱落している。

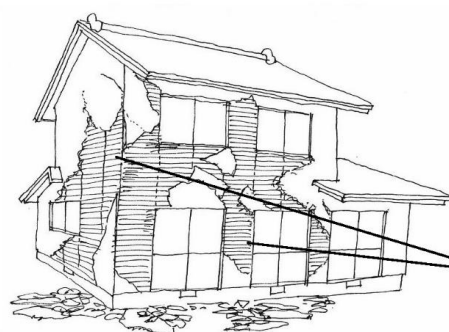
75% (程度Ⅳ) × 8/20 = 30%

・仕上材が脱落しており、下地材にひび割れが生じている。

損害割合＝損傷率×構成比＝30%

仕上材が脱落している。(程度Ⅲ)

下地材にひび割れが生じている。(程度Ⅳ)



損害割合 45%

損傷率＝

75% (程度Ⅳ) × 16/20 = 60%

・仕上材が脱落しており、下地材にひび割れが生じている。

損害割合＝損傷率×構成比＝45%

下地材にひび割れが生じている。(程度Ⅳ)



損害割合 75%

損傷率＝

100% (程度Ⅴ) × 20/20 = 100%

・仕上材が脱落しており、下地材に破損が生じている。

損害割合＝損傷率×構成比＝75%

下地材に破損が生じている。(程度Ⅴ)

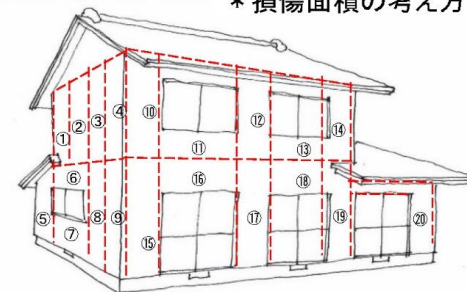
※仕上材が脱落している場合の取扱い

壁の仕上材が脱落している場合、下地材の損傷状況により、当該部分の損傷程度が以下のとおり異なることに留意して下さい。

損傷なし ⇒ 程度Ⅲ(50%)

ひび割れあり ⇒ 程度Ⅳ(75%)

* 損傷面積の考え方



住家被害認定調査票（木造・プレハブ 地震）（2次）

住家被害認定調査票 地震 木造・プレハブ 第2次-1		調査票番号	
調査日 令和 年 月 日		調査時 時 分 ~ 時 分	
調査員		所在地	
世帯主		住家 ☐ 住家である(居住のために使用されている)	
3 外観		☐ 住家全部が倒壊又は住家の一部の階が全部倒壊 ☐ 住家全部が流出又はぐり落ち ☐ 地盤被害により基礎に著しい損傷 ☐ 地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断	
4 傾斜		① 水平距離 (cm) ② ③ ④	
5 基礎		損傷率 = (損傷長さ / 全長) × 100 全長 (m)	
6 柱(又は耐力壁)		損傷率 = (損傷長さ / 全長) × 100 柱(又は耐力壁)の損傷率が75%以上	

【損害割合算出表】

(注) d・g列は、四捨五入した値を記入する。
h列は、傾斜が2cm以上の場合のみ記入する。

部位	構成比	階別部位別損害割合		部位別損害割合	階別重み付け		重み付き損害割合	h (□傾斜が2cm以上)傾斜を考慮した損害割合 あ>い→d あ≤い→g
		主要階	その他階		主要階	その他階		
		B [※]	C [※]		b × 1.25	c × 0.5		
9 外壁	10			b+c	b × 1.25	c × 0.5	e+f (e+f+a-a)	
10 内壁	10							
11 床(敷居)	10							
5 基礎	10	「5.基礎」の損傷率 × 0.1						
12 柱(又は耐力壁)	15							
13 屋根	15							
14 天井	5							
15 建具	15							
16 設備	10							
計		あ			い		う	15%

※ B及びCは、調査票3頁のB及びCの値とする。

「あ」又は「い」(傾斜が2cm以上の場合は、「あ」、「い」又は「う」)の中で最大の値を住家の損害割合とする。

判定	損害割合	10%未満	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上
□	準半壊	□	半壊	□	中規模半壊	□	大規模半壊
□	全壊						

住家被害認定調査票 地震 木造・プレハブ 第2次-2		調査票番号	
主要階・その他階		()階平面図・屋根伏図	
住家被害認定調査票 地震 木造・プレハブ 第2次-3		調査票番号	
主要階		その他階	
面損率		計	
無被害		0 0 0 0 0 0	
程度I		0 0 0 1 1 1	
程度II		0 1 1 2 2 3	
程度III		1 1 2 3 4 5	
程度IV		1 2 3 5 6 8	
程度V		1 2 4 6 8 10	
計		計 × (1)	
内壁		計	
無被害		0 0 0 0 0 0	
程度I		0 0 0 1 1 1	
程度II		0 1 1 2 2 3	
程度III		1 1 2 3 4 5	
程度IV		1 2 3 5 6 8	
程度V		1 2 4 6 8 10	
計		計 × (1)	
床(敷居)		計	
無被害		0 0 0 0 0 0	
程度I		0 0 0 1 1 1	
程度II		0 1 1 2 2 3	
程度III		1 1 2 3 4 5	
程度IV		1 2 3 5 6 8	
程度V		1 2 4 6 8 10	
計		計 × (1)	
柱(又は耐力壁)		計	
無被害		0 0 0 0 0 0	
程度I		0 0 1 1 1 2	
程度II		0 1 2 2 3 4	
程度III		1 2 3 5 6 8	
程度IV		1 2 5 7 9 11	
程度V		2 3 6 9 12 15	
計		計 × (3)	
天井		計	
無被害		0 0 0 0 0 0	
程度I		0 0 1 1 1 1	
程度II		0 1 2 2 3 4	
程度III		1 2 3 5 6 8	
程度IV		1 2 5 7 9 11	
程度V		2 3 6 9 12 15	
計		計 × (1)	
建具		計	
無被害		0 0 0 0 0 0	
程度I		0 0 1 1 1 2	
程度II		0 1 2 2 3 4	
程度III		1 2 3 5 6 8	
程度IV		1 2 5 7 9 11	
程度V		2 3 6 9 12 15	
計		計 × (1)	
設備		計	
無被害		0 0 0 0 0 0	
程度I		0 0 1 1 1 2	
程度II		0 1 2 2 3 4	
程度III		1 2 3 5 6 8	
程度IV		1 2 5 7 9 11	
程度V		2 3 6 9 12 15	
計		計 × (2)	
浴室		計	
無被害		0 0 0 0 0 0	
程度I		0 0 1 1 1 2	
程度II		0 1 2 2 3 4	
程度III		1 2 3 5 6 8	
程度IV		1 2 5 7 9 11	
程度V		2 3 6 9 12 15	
計		計 × (2)	
台所		計	
無被害		0 0 0 0 0 0	
程度I		0 0 1 1 1 2	
程度II		0 1 2 2 3 4	
程度III		1 2 3 5 6 8	
程度IV		1 2 5 7 9 11	
程度V		2 3 6 9 12 15	
計		計 × (2)	

住家被害認定調査票（非木造（鉄骨造、鉄筋コンクリート造） 地震）（1次／2次）

住家被害認定調査票 地震 非木造 第1次				調査票番号		配置状況		■ 判定した住家の範囲が分かるように記載	
調査日		令和 年 月 日		5					
1 調査時		: ~ :		調査員		2 住家 ☐ 住家である(居住のために使用されている)		4 応急危険度判定	
所在地		世帯主		5 外観					
6 傾斜		7 傾斜確認		8 柱・梁の確認					
9 傾斜		10 傾斜		11 傾斜		12 傾斜		13 傾斜	
14 傾斜		15 傾斜		16 傾斜		17 傾斜		18 傾斜	
19 傾斜		20 傾斜		21 傾斜		22 傾斜		23 傾斜	
24 傾斜		25 傾斜		26 傾斜		27 傾斜		28 傾斜	
29 傾斜		30 傾斜		31 傾斜		32 傾斜		33 傾斜	
34 傾斜		35 傾斜		36 傾斜		37 傾斜		38 傾斜	
39 傾斜		40 傾斜		41 傾斜		42 傾斜		43 傾斜	
44 傾斜		45 傾斜		46 傾斜		47 傾斜		48 傾斜	
49 傾斜		50 傾斜		51 傾斜		52 傾斜		53 傾斜	
54 傾斜		55 傾斜		56 傾斜		57 傾斜		58 傾斜	
59 傾斜		60 傾斜		61 傾斜		62 傾斜		63 傾斜	
64 傾斜		65 傾斜		66 傾斜		67 傾斜		68 傾斜	
69 傾斜		70 傾斜		71 傾斜		72 傾斜		73 傾斜	
74 傾斜		75 傾斜		76 傾斜		77 傾斜		78 傾斜	
79 傾斜		80 傾斜		81 傾斜		82 傾斜		83 傾斜	
84 傾斜		85 傾斜		86 傾斜		87 傾斜		88 傾斜	
89 傾斜		90 傾斜		91 傾斜		92 傾斜		93 傾斜	
94 傾斜		95 傾斜		96 傾斜		97 傾斜		98 傾斜	
99 傾斜		100 傾斜		101 傾斜		102 傾斜		103 傾斜	
104 傾斜		105 傾斜		106 傾斜		107 傾斜		108 傾斜	
109 傾斜		110 傾斜		111 傾斜		112 傾斜		113 傾斜	
114 傾斜		115 傾斜		116 傾斜		117 傾斜		118 傾斜	
119 傾斜		120 傾斜		121 傾斜		122 傾斜		123 傾斜	
124 傾斜		125 傾斜		126 傾斜		127 傾斜		128 傾斜	
129 傾斜		130 傾斜		131 傾斜		132 傾斜		133 傾斜	
134 傾斜		135 傾斜		136 傾斜		137 傾斜		138 傾斜	
139 傾斜		140 傾斜		141 傾斜		142 傾斜		143 傾斜	
144 傾斜		145 傾斜		146 傾斜		147 傾斜		148 傾斜	
149 傾斜		150 傾斜		151 傾斜		152 傾斜		153 傾斜	
154 傾斜		155 傾斜		156 傾斜		157 傾斜		158 傾斜	
159 傾斜		160 傾斜		161 傾斜		162 傾斜		163 傾斜	
164 傾斜		165 傾斜							

住家被害認定調査票
地震
非木造
第2次-2

() 階平面図

調査票番号

住家被害認定調査票
地震
非木造
第2次-1

調査票番号

調査票番号

調査日 令和 年 月 日

1 調査時 : ~ :

調査員

所在地

世帯主

2 住家 ☐ 住家である(居住のために使用されている)

傾斜 (全壊) ☐ 判定へ

7 構造の確認

☐ 鉄骨造の場合
柱(本数で判定)
柱が見えない場合

耐力壁(ブレース数で判定)
耐力壁が見えない場合

外郭仕上げ(面積で判定)

☐ 鉄筋コンクリートの場合
柱(本数で判定)
→ フランジ構造の場合
→ 壁式構造の場合
耐力壁(面積で判定)

8 傾斜

	①	②	③	④	平均値
傾斜					

傾斜確認

傾斜の平均値が4cm(下げ振りの120cmの割合)以上
傾斜の平均値が2cm(下げ振りの120cmの割合)以上かつ最大沈下量又は最大変位量30cm以上

いずれかに該当しない場合は、2頁(8)以降へ

9 内部仕上・天井

被害率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
被害率	0	0	0	0	0	0	0
I	0	0	0	1	1	1	1
II	0	1	1	2	2	3	3
III	1	1	2	3	4	5	5
IV	1	2	3	5	6	8	8
V	1	2	4	6	8	10	10

10 床・壁

被害率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	床・壁
被害率	0	0	0	0	0	0	0
I	0	0	0	1	1	1	1
II	0	1	1	2	2	3	3
III	1	1	2	3	4	5	5
IV	1	2	3	5	6	8	8
V	1	2	4	6	8	10	10

11 柱又は耐力壁

被害率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
被害率	0	0	0	0	0	0	0
I	1	1	2	3	4	5	5
II	1	3	5	8	10	13	13
III	3	5	10	15	20	25	25
IV	4	8	15	23	30	38	38
V	5	10	20	30	40	50	50

13 建具

被害率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
被害率	0	0	0	0	0	0	0
I	0	0	0	0	0	1	1
II	0	0	1	1	1	1	1
III	0	1	1	2	2	3	3
IV	0	1	2	2	3	4	4
V	1	1	2	3	4	5	5

14 設備等(住家内)

被害率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
被害率	0	0	0	0	0	0	0
I	0	0	0	0	0	1	1
II	0	0	1	1	1	1	1
III	0	1	1	2	2	3	3
IV	0	1	2	2	3	4	4
V	1	1	2	3	4	5	5

15 設備等(住家外)

被害率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
被害率	0	0	0	0	0	0	0
I	0	0	0	0	0	1	1
II	0	0	1	1	1	1	1
III	0	1	1	2	2	3	3
IV	0	1	2	2	3	4	4
V	1	1	2	3	4	5	

住家被害認定調査票（木造・プレハブ 液状化等の地盤被害）（1次／2次）

住家被害認定調査票 地盤被害による被害 木造・プレハブ 第1次		調査票番号	■判定した住家の範囲が分かるように記載		
調査日 令和 年 月 日		配置状況			
1 調査時 : ~ :					
調査員					
所在地					
世帯主					
2 住家 ☐ 住家である(居住のために使用されている)					
4 外観		☐ 住家全部が倒壊 ☐ 住家の一部の階が全部倒壊 ☐ 一見して住家全部が流出又はずり落ち ☐ 基礎のいずれかの辺が全部破壊し、かつ基礎直下の地盤が流出・陥没 ☐ 地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断			
5 地盤		☐ 床上1mまでのすべての部分が地盤面に潜り込み ☐ 床までのすべての部分が地盤面に潜り込み ☐ 基礎の天端下25cmまでのすべての部分が地盤面に潜り込み			
6 傾斜		不同沈下がある場合の傾斜の判定 傾斜 水平距離 (cm) (1) (2) (3) (4) 平均値			
7 不同沈下のある傾斜		☐ 6cm以上(下げ振り120cmの場合) ☐ 2cm以上6cm未満(下げ振り120cmの場合) ☐ 1.2cm以上2cm未満(下げ振り120cmの場合)			
(備考)					
【判定表】 (注)地盤面下への潜り込み、不同沈下双方みられる場合には、双方の損害割合のうち大きい値を損害割合とする。					
判定	損害割合	20%以上30%未満	40%以上	50%以上	判定に至らない
		☐ 半壊	☐ 大規模半壊	☐ 全壊	☐ 水害等通常の被害認定調査へ

住家被害認定調査票 地盤被害による被害 木造・プレハブ 第2次		調査票番号	☐ 住家全部が倒壊又は住家の一部の階が全部倒壊 ☐ 住家全部が流出又はずり落ち ☐ 地盤被害により基礎に著しい損傷 ☐ 地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断																																																																																																																																								
調査日 令和 年 月 日		3 外観 4 傾斜 ① 水平距離 (cm) ② ③ ④ 平均値																																																																																																																																									
1 調査時 : ~ :																																																																																																																																											
調査員																																																																																																																																											
所在地																																																																																																																																											
世帯主																																																																																																																																											
2 住家 ☐ 住家である(居住のために使用されている)																																																																																																																																											
5 地盤		☐ 床上1mまでのすべての部分が地盤面に潜り込み ☐ 床までのすべての部分が地盤面に潜り込み ☐ 基礎の天端下25cmまでのすべての部分が地盤面に潜り込み ☐ 基礎の天端下25cmまでのうち、地盤面に潜り込んでいない部分がある																																																																																																																																									
6 不同沈下のある傾斜		不同沈下がある場合の傾斜の判定(傾斜は「4」の値を利用) ☐ 6cm以上(下げ振り120cmの場合) ☐ 2cm以上6cm未満(下げ振り120cmの場合) ☐ 1.2cm以上2cm未満(下げ振り120cmの場合) ☐ 1.2cm未満(下げ振り120cmの場合)																																																																																																																																									
【計算方法早見表】																																																																																																																																											
(下げ振り120cmの場合) 傾斜 地上以上 基礎の天端下25cm以上 基礎の天端下25cm未満 2cm以上6cm未満 【損害割合算出表】①へ 【損害割合算出表】④へ 【損害割合算出表】⑦へ 1.2cm以上2cm未満 【損害割合算出表】②へ 【損害割合算出表】⑤へ 【損害割合算出表】⑧へ 1.2cm未満 【損害割合算出表】③へ 【損害割合算出表】⑥へ 通常の【損害割合算出表】へ																																																																																																																																											
【損害割合算出表】																																																																																																																																											
<table border="1"> <tr> <th></th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> </tr> <tr> <td>1階の床面積(㎡)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>住家の延べ床面積(㎡)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>カ/キ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1階の床面積割合(%)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 外壁</td> <td>10</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>13 内壁</td> <td>10</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>15 床(敷)</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>35</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>35</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>5 基礎</td> <td>10</td> <td>35</td> <td>10</td> <td>35</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>35</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>11 柱(又は新方)</td> <td>15</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>10 屋根</td> <td>15</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>12 天井</td> <td>5</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>14 建具</td> <td>15</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>16 設備</td> <td>10</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>						①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	1階の床面積(㎡)									住家の延べ床面積(㎡)									カ/キ									1階の床面積割合(%)									9 外壁	10								13 内壁	10								15 床(敷)	10	10	10	35	10	10	35	10	5 基礎	10	35	10	35	10	10	35	10	11 柱(又は新方)	15	25	25	25	25	25	25	25	10 屋根	15								12 天井	5								14 建具	15								16 設備	10								計								
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧																																																																																																																																			
1階の床面積(㎡)																																																																																																																																											
住家の延べ床面積(㎡)																																																																																																																																											
カ/キ																																																																																																																																											
1階の床面積割合(%)																																																																																																																																											
9 外壁	10																																																																																																																																										
13 内壁	10																																																																																																																																										
15 床(敷)	10	10	10	35	10	10	35	10																																																																																																																																			
5 基礎	10	35	10	35	10	10	35	10																																																																																																																																			
11 柱(又は新方)	15	25	25	25	25	25	25	25																																																																																																																																			
10 屋根	15																																																																																																																																										
12 天井	5																																																																																																																																										
14 建具	15																																																																																																																																										
16 設備	10																																																																																																																																										
計																																																																																																																																											
判定	損害割合	10%未満	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上																																																																																																																																				
		☐ 半壊に達しない(一部損壊)	☐ 半壊	☐ 半壊	☐ 中規模半壊	☐ 大規模半壊	☐ 全壊																																																																																																																																				

住家被害認定調査票（非木造（鉄骨造、鉄筋コンクリート造）

液状化等の地盤被害）（1次／2次）

住家被害認定調査票

地盤被害による被害

非木造

第1次

調査票番号

調査日

令和 年 月 日

1 調査時

調査員

所在地

世帯主

2 住家

☐ 住家である(居住のために使用されている)

配置状況

■判定した住家の範囲が分かるように記載

4 外観

☐ 住家全部が倒壊 又は 住家の一部の階が全部倒壊

該当

☐ 判定へ(全壊)

5 地盤

☐ 床上1mまでのすべての部分が地盤面下に潜り込み

損害割合 50%以上

☐ 判定へ(全壊)

☐ 床までのすべての部分が地盤面下に潜り込み

損害割合 40%以上 50%未満

☐ 判定へ(大規模半壊)

☐ 基礎の天端下25cmまでのすべての部分が地盤面下に潜り込み

損害割合 20%以上 30%未満

☐ 判定へ(半壊)

不同沈下がある場合の傾斜の判定

6 傾斜

測定箇所

①

②

③

④

平均値

水平距離 (cm)

7 不同沈下のある傾斜

☐ 6cm以上(下げ振り120cmの場合)

損害割合 50%以上

☐ 判定へ(全壊)

☐ 2cm以上6cm未満(下げ振り120cmの場合)

損害割合 40%以上 50%未満

☐ 判定へ(大規模半壊)

☐ 1.2cm以上2cm未満(下げ振り120cmの場合)

損害割合 20%以上 30%未満

☐ 判定へ(半壊)

(備考)

【判定表】

(注)地盤面下への潜り込み、不同沈下双方みられる場合には、双方の損害割合のうち大きい値を損害割合とする。

判定

損害割合

20%以上30%未満

40%以上

50%以上

判定に至らない

☐ 半壊

☐ 大規模半壊

☐ 全壊

☐ 水害等通常の被害認定調査へ

住家被害認定調査票

地盤被害による被害

非木造

第2次

調査票番号

調査日

令和 年 月 日

1 調査時

調査員

所在地

世帯主

2 住家

☐ 住家である(居住のために使用されている)

3 外観

☐ 住家全部が倒壊

☐ 住家の一部の階が全部倒壊

判定へ(全壊)

4 傾斜

①

②

③

④

平均値

水平距離 (cm)

5 地盤

☐ 床上1mまでのすべての部分が地盤面下に潜り込み

損害割合 50%以上

☐ 判定へ(全壊)

☐ 床までのすべての部分が地盤面下に潜り込み

損害割合 40%以上 50%未満

☐ 判定へ(大規模半壊)

☐ 基礎の天端下25cmまでのすべての部分が地盤面下に潜り込み

損害割合 20%以上 30%未満

☐ 判定へ(半壊)

☐ 基礎の天端下25cmまでのうち、地盤面下に潜り込んでいない部分がある

損害割合 20%以上 30%未満

☐ 判定へ(半壊)

不同沈下がある場合の傾斜の判定(傾斜は「4」の値を利用)

6 不同沈下のある傾斜

☐ 6cm以上(下げ振り120cmの場合)

損害割合 50%以上

☐ 判定へ(全壊)

☐ 2cm以上6cm未満(下げ振り120cmの場合)

損害割合 40%以上 50%未満

☐ 判定へ(大規模半壊)

☐ 1.2cm以上2cm未満(下げ振り120cmの場合)

損害割合 20%以上 30%未満

☐ 判定へ(半壊)

☐ 1.2cm未満(下げ振り120cmの場合)

損害割合 20%以上 30%未満

☐ 判定へ(半壊)

【計算方法早見表】

地盤(潜り込み)

床上まで

基礎の天端下25cmまで

基礎の天端下25cm未満

傾斜

2cm以上6cm未満

【損害割合算出表】①へ

【損害割合算出表】④へ

【損害割合算出表】⑦へ

1.2cm以上2cm未満

【損害割合算出表】②へ

【損害割合算出表】⑤へ

【損害割合算出表】⑧へ

1.2cm未満

【損害割合算出表】③へ

【損害割合算出表】⑥へ

通常の【損害割合算出表】へ

【損害割合算出表】

①

②

③

④

⑤

⑥

⑦

⑧

1階の床面積(㎡)

1階の延べ床面積(㎡)

カ/キ

1階の床面積割合(%)

ク×20

ク×20

ク×30

ク×10

8 外部仕上・雑壁・屋根

10

9 内部仕上・天井

10

10 床・梁

10

不同沈下がある場合 35

算出した割合割合に+10 (最大50)

不同沈下がない場合 25

不同沈下がある場合 35

算出した割合割合に+10 (最大50)

不同沈下がない場合 25

不同沈下がある場合 35

算出した割合割合に+10 (最大50)

不同沈下がない場合 25

11 柱(又は耐力壁)

50

不同沈下がある場合 35

算出した割合割合に+10 (最大50)

不同沈下がない場合 25

不同沈下がある場合 35

算出した割合割合に+10 (最大50)

不同沈下がない場合 25

12 設備等(住家内)

10

13 建具

5

14 設備等(住家外)

5

計

判定

損害割合

10%未満

10%以上

20%以上

30%以上

40%以上

50%以上

☐ 準半壊に達しない(一部損壊)

☐ 準半壊

☐ 半壊

☐ 中規模半壊

☐ 大規模半壊

☐ 全壊

応急危険度判定の判定結果の活用（運用指針）

● 応急危険度判定の判定結果の活用

住家の被害認定調査を実施するに当たり、傾斜度など応急危険度判定に係る調査の内容と共通する部分もあることから、本運用指針による被害認定調査に先立ち、応急危険度判定が実施されている場合には、調査の目的等が異なることを踏まえた上でその内容を活用することも考えられる。

また、調査対象とする地域の設定、現地調査を行う又は行わない地域の設定、現地調査を行う地域の順番の決定等、被害認定調査の方針を決める際に、応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用することが考えられる。

具体的には、平常時より地方公共団体の被害認定部局は、応急危険度判定部局と非常時の情報共有体制について検討し、必要に応じて、応急危険度判定部局が有する応急危険度判定の判定実施計画や判定結果（調査表や判定実施区域図等）を入手し、これらを活用して被害認定調査を実施することが考えられる。

さらに、応急危険度判定において「建築物全体又は一部の崩壊・落階」や「建築物全体又は一部の著しい傾斜」に該当することにより「一見して危険」と判定された住家、「建築物の1階の傾斜が1/20超」と判定された住家（木造）、「建築物全体又は一部の傾斜が1/30超」と判定された住家（鉄骨造）及び「不同沈下による建築物全体の傾斜が1/30超」と判定された住家（鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造）のうち、調査表のコメント欄等で「建築物全体」が崩壊・落階又は著しく傾斜していることが確認できる場合には、この判定結果を参考にして「全壊」の被害認定を行うことも可能である。

このほか、調査する被災住家に応急危険度判定のステッカーが貼付されている場合には、被害認定の判定の参考にすることができる場合もあるため、その判定結果及びコメントを確認することとする。

応急危険度判定と被災度区分判定

	応急危険度判定 (全国被災建築物応急危険度判定協議会)	被災度区分判定 ((一財) 日本建築防災協会)
目的	- 被災後の人命に係わる<u>二次的災害防止</u> - 被災建築物の<u>当面の使用</u>の可否の判定	- 被災建築物の<u>恒久的使用</u>の可否の判定 <u>構造的な復旧</u>の可否の判定
評価	危険／要注意／調査済	倒壊／大破／中破／小破／軽微
判定基準	建築物や落下転倒危険物の <u>危険度</u> ※「瓦の全面的なずれ・破損」や「看板・機器類の落下の危険有り」が1項目でもある場合には「危険」と判定。	構造躯体の損傷状況から <u>残存する耐震性能</u> を評価 ※評価及び震度階級を基に復旧の可否（補修、補強、解体）を判定。
判定方法	- 原則、外観調査 - 要望に応じて、内部調査も実施	外観及び内部調査
判定対象	市町村が設定した要判定区域内の住宅・建築物	地震により被災した住宅・建築物
実施主体	<u>市町村</u> が実施（要請により都道府県、国が支援）	<u>建物所有者</u> の依頼に応じて実施
判定者	<u>応急危険度判定士</u> （行政又は民間の建築士等）	<u>民間の建築士</u>
有償・無償	無償	<u>有償</u>

航空写真等を用いた「共同調査」の実施（R6.1.18損保協会公表資料）

NEWS RELEASE



一般社団法人 日本損害保険協会

〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2-9

<https://www.sonpo.or.jp/>

No. 23-25

2024 年 1 月 18 日

令和 6 年能登半島地震にかかる 地震保険金の支払い迅速化の取り組みについて ～航空写真・衛星写真を用いた「共同調査」の実施～

この度の地震災害によりお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

一般社団法人 日本損害保険協会（会長：新納 啓介）では、令和 6 年能登半島地震の発生をうけ、迅速な損害調査・保険金支払対応に向け、業界一丸となって対応を進めております。今般、取り組みの一環として、「共同調査」を実施することといたしました。

共同調査では、損害保険会社から派遣された要員で構成する「共同調査団」が、航空写真・衛星写真を用いて被災地域の状況を確認し、火災による「焼失」または津波による「流失」が認められる地域について、地域単位で「全損地域」「一部全損地域」を認定いたします。

全 損 地 域	認定された街区に所在する地震保険の対象は、現地調査を省略し、すべて全損認定することができます。
一部全損地域	認定された街区に所在する地震保険の対象は、全壊が証明された「り災証明」の提出により、現地調査を省略し全損認定することができます。

共同調査により、「全損地域」または「一部全損地域」に認定された地域に所在する建物は、現地調査を省略して保険金の支払が可能となることから、迅速な保険金支払が期待できます。

なお、共同調査の認定結果については、後日、当協会ホームページに掲載します
(<https://www.sonpo.or.jp/>)。

【被災者のみなさまへ】

震災後は、「保険金請求を代行する」・「保険金請求をサポートする」・「保険で直せる」などと言って勧誘する業者と保険契約者とのトラブルが増加します。また、保険会社を装った詐欺まがいの勧誘も見られます。例えば、保険会社の者と称し、電話で損害状況を聴取したうえで、「調査費用がかかるが、保険金が確実に支払われる」などといい、実際に訪問して調査費用を要求してくるようなケースがあります。保険会社では、お客様に調査費用を請求することはありません。

このような勧誘があってもすぐに契約はせずに、まずはご加入先の損害保険会社または代理店にご相談ください。

なお、当協会の「保険金に関する災害便乗商法 相談ダイヤル」でも保険申請サポート業者からの勧誘や契約の解除などでお困りの方のご相談を受け付けます。

<保険金に関する災害便乗商法 相談ダイヤル>

電話番号：0120-309-444（さあ連絡しよう）

受付時間：月曜日から金曜日（祝日および年末年始休業期間を除く）

9:00～12:00、13:00～17:00

（ご参考）当協会ホームページ「住宅の修理などに関するトラブルにご注意」

<https://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html>

共同調査の認定結果公表（R6.2.9損保協会公表資料）

NEWS RELEASE



一般社団法人 日本損害保険協会
〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2-9
<https://www.sonpo.or.jp/>

No. 23-27

2024年2月9日

令和6年能登半島地震にかかる 共同調査の認定結果公表について

～地震保険金の支払迅速化の取り組み～

このたびの地震災害によりお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

一般社団法人 日本損害保険協会（会長：新納 啓介）では、令和6年能登半島地震の発生を受け、迅速な損害調査・保険金支払に向けて業界一丸となって対応を進めています。その一環として、火災・津波による被害が発生している地域について、共同調査を実施しました（※）。調査の結果、「全損地域」および「一部全損地域」を認定しましたので、お知らせいたします。

（※）1月18日付ニュースリリース「令和6年能登半島地震にかかる地震保険金の支払い迅速化の取り組みについて」

URL: https://www.sonpo.or.jp/news/release/2023/g3410i00000000szg-att/240118_01.pdf

共同調査の認定結果を踏まえ、全損地域または一部全損地域に認定された地域に地震保険のご契約があるお客さまには、引受保険会社からご連絡し、地震保険金のお支払い手続きを進めます。なお、引受保険会社にて、認定地域に所在する地震保険のご契約の特定作業を行いますので、ご連絡までしばらくお待ちください。

なお、共同調査による認定結果は地震保険に関するものであり、地震保険以外の損害保険の取扱いに影響するものではありません。

【共同調査の認定結果】

・全損地域

県	市町村
石川県	珠洲市 宝立町春日野の一部地域 珠洲市 狼煙町の一部地域 輪島市 河井町の一部地域

・一部全損地域

県	市町村
石川県	珠洲市 飯田町の一部地域 熊谷町の一部地域 正院町正院の一部地域 宝立町鶴飼の一部地域 宝立町春日野の一部地域 三崎町寺家の一部地域 野々江町の一部地域 羽咋郡 志賀町 赤崎の一部地域

鳳珠郡 能登町 字内浦長尾の一部地域
能登町 字四方山の一部地域
能登町 字白丸の一部地域
能登町 字新保の一部地域
能登町 字布浦の一部地域
能登町 字松波の一部地域
輪島市 河井町の一部地域

【ご参考】共同調査とは

損害保険会社から派遣された要員で構成する「共同調査団」が、航空写真等を用いて被災地域の状況を確認し、火災による「焼失」または津波による「流失」が認められる地域について、地域単位で「全損地域」「一部全損地域」を認定するものです。

共同調査により、「全損地域」または「一部全損地域」に認定された地域に所在する建物は、現地調査を省略して保険金の支払が可能となります。

全損地域	被害状況	街区内の建造物がすべて流失または焼失している地域をいいます。
	保険金支払	認定された街区に所在する地震保険の対象は、現地調査を省略し、すべて全損認定することができます。
一部全損地域	被害状況	街区内で流失または焼失している建造物が確認できるものの、一部の建築物が残置している地域をいいます。
	保険金支払	認定された街区に所在する地震保険の対象は、全壊が証明された「リ災証明」の提出により、現地調査を省略し全損認定することができます。なお、一部全損地域であっても、共同調査の結果、航空写真から建物が全壊していることが確認できた建物については、リ災証明書の提出を不要とすることといたしました。

【被災者のみなさまへ】

震災後は、「保険金請求を代行する」・「保険金請求をサポートする」・「保険で直せる」などと言って勧誘する業者と保険契約者とのトラブルが増加します。また、保険会社を装った詐欺まがいの勧誘も見られます。例えば、保険会社の者と称し、電話で損害状況を聴取したうえで、「調査費用がかかるが、保険金が確実に支払われる」などといい、実際に訪問して調査費用を要求してくるようなケースがあります。保険会社では、お客様に調査費用を請求することはありません。

このような勧誘があってもすぐに契約はせずに、まずはご加入先の損害保険会社または代理店にご相談ください。

なお、当協会の「保険金に関する災害便乗商法 相談ダイヤル」でも保険申請サポート業者からの勧誘や契約の解除などでお困りの方のご相談を受け付けます。

<保険金に関する災害便乗商法 相談ダイヤル>

電話番号：0120-309-444（さあ連絡しよう）

受付時間：月曜日から金曜日（祝日および年末年始休業期間を除く）

9:00～12:00、13:00～17:00

（ご参考）当協会ホームページ「住宅の修理などに関するトラブルにご注意」

<https://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html>

共同調査で「全損建物」を認定（R6.3.1損保協会公表資料）

NEWS RELEASE



一般社団法人 日本損害保険協会
〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2-9
<https://www.sonpo.or.jp/>

No. 23-31

2024 年 3 月 1 日

令和 6 年能登半島地震にかかる 倒壊建物を対象とした共同調査で「全損建物」を認定

～地震保険金の支払迅速化の新たな取り組み～

このたびの地震災害によりお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

一般社団法人 日本損害保険協会（会長：新納 啓介）では、令和 6 年能登半島地震の発生を受け、迅速な損害調査・保険金支払実現の観点から、損害保険業界として初めて、倒壊建物を対象とした共同調査を実施しました。

令和 6 年能登半島地震により、建物の倒壊被害が発生しており、また、道路等の寸断により現地への立入調査が困難な地域が発生しています。このような状況を踏まえ、深刻な建物の倒壊被害が発生していると考えられる地域（石川県珠洲市・輪島市・穴水町・能登町の一部地域）について、倒壊建物を対象とした共同調査を行い、建物一軒単位で「全損建物」「全損の可能性が高い建物」を認定しました。

全損建物	被害状況	地震等により建物全体が倒壊している、または建物の一つの階層が崩壊している。
	保険金支払	認定された建物に付保されている地震保険の対象は、現地調査を省略し、すべて全損認定することができます。
全損の可能性が高い建物	被害状況	全損建物の被害状況には該当しないが、大きな傾斜・変形等が航空写真上で確認されており、全損の可能性が高い。
	保険金支払	認定された建物に付保されている地震保険の対象は、全壊が証明された「リ災証明」の提出により、現地調査を省略し全損認定することができます。

共同調査の認定結果を踏まえ、「全損建物」または「全損の可能性が高い建物」に認定された建物に地震保険のご契約があるお客さまには、引受保険会社からご連絡し、地震保険金のお支払い手続きを進めます。なお、引受保険会社にて、認定建物に付保されている地震保険のご契約の特定作業を行いますので、ご連絡までしばらくお待ちください。

なお、共同調査による認定結果は地震保険に関するものであり、地震保険以外の損害保険の取扱いに影響するものではありません。

＜ご参考＞

これまで、火災・津波による被害が発生している地域について、共同調査を実施し「全損地域」および「一部全損地域」の認定を行っています。

・2月9日付ニュースリリース「令和 6 年能登半島地震にかかる共同調査の認定結果公表について」

URL: https://www.sonpo.or.jp/news/release/2023/240209_01.html

【被災者のみなさまへ】

震災後は、「保険金請求を代行する」・「保険金請求をサポートする」・「保険で直せる」などと言って勧誘する業者と保険契約者とのトラブルが増加します。また、保険会社を装った詐欺まがいの勧誘も見られます。例えば、保険会社の者と称し、電話で損害状況を聴取したうえで、「調査費用がかかるが、保険金が確実に支払われる」などといい、実際に訪問して調査費用を要求してくるようなケースがあります。保険会社では、お客様に調査費用を請求することはありません。

このような勧誘があってもすぐに契約はせずに、まずはご加入先の損害保険会社または代理店にご相談ください。

なお、当協会の「保険金に関する災害便乗商法 相談ダイヤル」でも保険申請サポート業者からの勧誘や契約の解除などで困りの方のご相談を受け付けます。

＜保険金に関する災害便乗商法 相談ダイヤル＞

電話番号：0120-309-444（さあ連絡しよう）

受付時間：月曜日から金曜日（祝日および年末年始休業期間を除く）

9:00～12:00、13:00～17:00

（ご参考）当協会ホームページ「住宅の修理などに関するトラブルにご注意」

<https://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html>